

令和4年度

徳島県交通安全実施計画

徳島県交通安全対策会議

～ ま え が き ～

この徳島県交通安全実施計画は、「第11次徳島県交通安全計画」（令和3年度～令和7年度）の着実な推進のため、令和4年度の県内における陸上交通の安全に関し、県及び国の指定地方行政機関等が実施する具体的な施策について、その計画を定めたものです。

令和3年中の徳島県における交通事故は、

発生件数 2, 121件（前年比 -44件）

死者数 32人（前年比 +12人）

負傷者数 2, 478人（前年比 -89人）

と、交通事故発生件数及び負傷者数は同様に17年連続で減少したものの、交通事故死者数は32人と、前年より12人増加しました。

交通死亡事故の特徴は、65歳以上の高齢者の死者が17人と全死者数の半数以上を占め、歩行中の死者が13人と前年に比べ11人増加しました。

また、四輪乗車中の死者11人の内シートベルト等非着用者が10人、着用していれば助かった可能性のあった人は7人となっています。

多くの尊い命が交通事故で失われている現状を重く受け止め、高齢者の方へのきめ細かな交通事故防止対策をはじめ、人優先の交通安全思想の普及、真に効果的で効率的な各種施策を推進するなど、より一層の努力をしなければなりません。

こうしたことから、悲惨な交通事故を防止し、県民が安全で安心できる交通環境を確立するとともに、人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指すため、県及び指定行政機関等が相互に緊密な連携を図りつつ、また、市町村をはじめ各交通関係機関・団体の協力のもとに、本実施計画に基づく具現化策を計画的かつ積極的に推進して参ります。

徳島県交通安全対策会議
会長 飯 泉 嘉 門

～ 目 次 ～

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 道路交通環境の整備 | |
| (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 … | 1 |
| (2) 幹線道路における交通安全対策の推進 …………… | 4 |
| (3) 交通安全施設等整備事業の推進 …………… | 8 |
| (4) 効果的な交通規制の推進 …………… | 10 |
| (5) 自転車利用環境の総合的整備 …………… | 11 |
| (6) 高度道路交通システムの活用 …………… | 12 |
| (7) 交通需要マネジメントの推進 …………… | 13 |
| (8) 災害に備えた道路交通環境の整備 …………… | 14 |
| (9) 総合的な駐車対策の推進 …………… | 16 |
| (10) 道路交通情報の充実 …………… | 18 |
| (11) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 …………… | 19 |
| 2 交通安全思想の普及徹底 | |
| (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 …………… | 21 |
| (2) 効果的な交通安全教育の推進 …………… | 26 |
| (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 …………… | 27 |
| (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 …………… | 30 |
| (5) 住民の参加・協働の推進 …………… | 31 |
| 3 安全運転の確保 | |
| (1) 運転者教育等の充実 …………… | 32 |
| (2) 運転免許業務の改善 …………… | 36 |
| (3) 安全運転管理の推進 …………… | 37 |
| (4) 自動車運送事業者の安全対策の充実 …………… | 38 |
| (5) 交通労働災害の防止等 …………… | 41 |
| (6) 道路交通に関連する情報の充実 …………… | 42 |
| 4 車両の安全性の確保 | |
| (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進 …………… | 44 |
| (2) 自動車アセスメント情報の提供等 …………… | 46 |
| (3) 自動車の検査及び点検整備の充実 …………… | 47 |
| (4) リコール制度の充実・強化 …………… | 47 |
| (5) 自転車の安全性の確保 …………… | 49 |
| 5 道路交通秩序の維持 | |
| (1) 交通の指導取締りの強化等 …………… | 50 |
| (2) 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化 …………… | 52 |
| (3) 暴走族対策の強化 …………… | 53 |

| | |
|---|-----|
| 6 救助・救急活動の充実 | |
| (1) 救助・救急体制の整備 | 5 5 |
| (2) 救急医療体制の整備 | 5 7 |
| (3) 救急関係機関の協力関係の確保等 | 5 8 |
| 7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進 | |
| (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等 | 5 9 |
| (2) 損害賠償の請求についての援助等 | 5 9 |
| (3) 交通事故被害者支援の充実強化 | 6 1 |
| 8 鉄道交通の安全についての対策 | |
| (1) 鉄道交通環境の整備 | 6 2 |
| (2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及 | 6 3 |
| (3) 鉄道の安全な運行の確保 | 6 4 |
| (4) 鉄道車両の安全性の確保 | 6 6 |
| (5) 救助・救急活動の充実 | 6 6 |
| (6) 被害者支援の推進 | 6 6 |
| (7) 鉄道事故等の原因究明と再発防止 | 6 6 |
| 9 踏切道における交通安全の対策 | |
| (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等 立体横断施設の整備の促進 | 6 7 |
| (2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 | 6 7 |
| (3) 踏切道の統廃合の促進 | 6 7 |
| (4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 | 6 7 |

参考資料

| | |
|------------------|-----|
| 交通安全対策基本法（抜粋） | 6 9 |
| 交通安全対策基本法施行令（抜粋） | 7 1 |
| 徳島県交通安全対策会議条例 | 7 2 |

交通安全実施計画の内容

| | | | |
|----|---|-------|---|
| 項目 | 1 道路交通環境の整備 | 機 関 名 | 県土整備部道路整備課 警察本部交通規制課 四国地方整備局徳島河川国道事務所 |
| 種別 | (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 | | |
| 細目 | ア 生活道路における交通安全対策の推進 イ 通学路等の歩道整備等の推進 ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備 エ 無電柱化の推進 | | |

計画の実施方針及び概要（令和4年度）

ア 生活道路における交通安全対策の推進

歩行者や自転車が主役となる生活道路は、空間の確保が困難な狭い幅員の道路が多いため、空間そのものを安全にするという視点に立って、「ゾーン30」の設定による最高速度30km/hの区域規制、車道幅員縮小による路側帯拡幅、また、物理デバイス設置等の車両の速度抑制方を効果的に組み合わせた「ゾーン30プラス」を推進し、市街地や住宅地等において人優先のエリアを形成する。

イ 通学路等の歩道整備等の推進

小学校、幼稚園、保育所及び児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路やバス停周辺の歩道整備等を重点的に実施するとともに、通学路において信号機、道路標識・標示を整備するなど、安全・安心・快適な歩行空間の整備を図る。

ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障がい者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

このほか、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、バリアフリー対応型信号機、歩車分離式信号機、身体障がい者用の駐車ます等を有する自動車駐車場等を整備する。

併せて高齢者、障害者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。

エ 無電柱化の推進

安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等の観点から無電柱化を一層推進する。

○ 公安委員会所管による交通安全施設等整備事業（県単令和4年度）

（単位：千円）

| 事業内容 | 事業費 |
|------------|---------|
| 信号機の新設・改良等 | 274,516 |
| 道路標識 | 71,403 |
| 道路標示 | 86,652 |
| その他 | 0 |
| 合計 | 432,571 |

※ 主な事業の概要

- ・ 更新事業としては、老朽機器等の更新
- ・ 道路の新設改良等に伴う交通安全対策として信号機の新設2基

○ 交通安全施設等整備事業（補助令和4年度）
(単位：千円)

| 事業内容 | 事業費 |
|---------|---------|
| 交通管制関係 | 128,944 |
| 信号機の高度化 | 117,312 |
| 道路標識 | 0 |
| 道路標示 | 0 |
| その他 | 0 |
| 合計 | 246,256 |

※ 主な事業の概要
 ・信号機の高度化改良

○ 道路管理者（県）所管による交通安全対策事業（県単）
(単位：千円)

| 工種 | 事業量 | 令和4年度計画 |
|---------------|--------|---------|
| 自転車歩行者道等 | 0.1 km | 40,500 |
| 交差点改良 | 1箇所 | 2,500 |
| 道路照明 | 4本 | 4,500 |
| その他（防護柵・区画線等） | | 150,000 |
| 合計 | | 197,500 |

○ 道路管理者（県）所管による交通安全対策事業（交付金）
(単位：千円)

| 工種 | 事業量 | 令和4年度計画 |
|---------------|--------|---------|
| 自転車歩行者道等 | 2.0 km | 459,800 |
| 交差点改良 | 2箇所 | 26,125 |
| 電線共同溝 | | 355,300 |
| その他（防護柵・区画線等） | | 88,825 |
| 合計 | | 929,925 |

○ 道路管理者（国土交通省）所管による交通安全対策事業
(単位：千円)

| 工種 | 事業量 | 令和4年度計画 |
|---------------|--------|-----------|
| 自転車歩行者道等 | 4箇所 | 232,000 |
| 交差点改良 | 3箇所 | 196,000 |
| 視距改良 | 3箇所 | 210,000 |
| 電線共同溝 | 5.3 km | 389,000 |
| その他（防護柵・区画線等） | | 709,000 |
| 合計 | | 1,736,000 |

交通安全実施計画の実績（令和3年度）

○ 公安委員会所管による交通安全施設等整備事業（県単・令和3年度）
(単位：千円)

| 事業内容 | 事業費 |
|-----------|---------|
| 信号機の新設改良等 | 194,546 |
| 道路標識 | 56,123 |
| 道路標示 | 91,239 |
| その他 | 0 |
| 合計 | 341,908 |

※ 主な事業の概要

- ・ 老朽機器等の更新
- ・ 道路の新設改良等に伴う交通安全対策として信号機の新設2基

○ 交通安全施設整備事業（補助令和3年度）

（単位：千円）

| 事業内容 | 事業費 |
|---------|---------|
| 交通管制関係 | 157,487 |
| 信号機の高度化 | 141,200 |
| その他 | 0 |
| 合計 | 298,687 |

※ 主な事業の概要

- ・ 信号機の高度化改良

○ 道路管理者（県）所管による交通安全対策事業（県単）

（単位：千円）

| 工種 | 事業量 | 令和3年度実績 |
|---------------|--------|---------|
| 自転車歩行者道等 | 0.1 km | 25,220 |
| 道路照明 | 4本 | 3,993 |
| その他（防護柵・区画線等） | | 135,308 |
| 合計 | | 164,521 |

○ 道路管理者（県）所有による交通安全対策事業（交付金）

（単位：千円）

| 工種 | 事業量 | 令和3年度実績 |
|---------------|--------|-----------|
| 自転車歩行者道等 | 2.0 km | 742,109 |
| 電線共同溝 | | 71,603 |
| その他（防護柵・区画線等） | | 223,137 |
| 合計 | | 1,036,849 |

○ 道路管理者（国土交通省）所管による交通安全対策事業

（単位：千円）

| 工種 | 事業量 | 令和3年度実績 |
|---------------|--------|-----------|
| 自転車歩行者道 | 4箇所 | 343,000 |
| 交差点改良 | 3箇所 | 110,000 |
| 視距改良 | 3箇所 | 168,000 |
| 電線共同溝 | 2.9 km | 314,000 |
| その他（防護柵・区画線等） | | 669,000 |
| 合計 | | 1,604,000 |

| | | | |
|--|--|-------|---|
| 項目 | 1 道路交通環境の整備 | 機 関 名 | 県土整備部道路整備課 県土整備部都市計画課 四国地方整備局徳島河川国道事務所 警察本部交通規制課 警察本部高速道路交通警察隊 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 |
| 種別 | (2) 幹線道路における交通安全対策の推進 | | |
| 細目 | ア 事故ゼロプランの推進 イ 事故危険箇所対策の推進 ウ 幹線道路における交通規制 エ 重大事故の再発防止 オ 危険箇所を発見するための二次点検プロセスの推進 カ 適切に機能分担された道路網の整備 キ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進 ク 改築等による交通事故対策の推進 ケ 交通安全施設等の高度化 | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | |
| <p>ア 事故ゼロプランの推進 効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「事故ゼロプラン」を推進する。</p> <p>(ア) 死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定する。</p> <p>(イ) 事故データより、卓越した事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で、対策効果データを活用しつつ、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施する。</p> <p>(ウ) 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用する。</p> <p>イ 事故危険箇所対策の推進 死傷事故率が高く、または死傷事故が多発している交差点・区間を「事故危険箇所」として指定し、公安委員会及び道路管理者が連携し、集中的な事故抑止対策を推進する。</p> <p>ウ 幹線道路における交通規制 交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図る。 高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施する。</p> <p>エ 重大事故の再発防止 社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、関係機関が連携し、緊急安全点検を実施するなど速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生の要因について調査するとともに、事故要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様の事故の再発防止を図る。</p> | | | |

オ 危険箇所を発見するための二次点検プロセスの推進

重大事故が発生した際には、一次点検として当該箇所の現場点検及び道路交通環境の改善により再発防止を図っているが、県下全域において同様の道路交通環境にある他の場所についても点検・改善を図ることによって同様の交通事故防止を図る。

カ 適切に機能分担された道路網の整備

- (ア) 高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。
- (イ) 一般道路に比較して死傷事故発生率が低く安全性の高い地域高規格道路等の整備を推進し、より多くの交通量を分担させることにより道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。
- (ウ) 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、市街地における道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。

キ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

- (ア) 安全で円滑な自動車交通を確保するため、舗装補修等を計画的に実施する。また事故の多い箇所について原因を分析するとともに必要な対策を実施する。
- (イ) 暫定二車線区間における工事等については、片側交互通行規制による事故防止を目的に、緊急時以外は夜間通行止めにより集約して実施する。
- (ウ) 安全で円滑な自動車交通を確保するため、関係機関・団体と連携し全世代（高速道路利用者、園児・幼児、高齢者）を対象にした交通安全キャンペーン、交通安全教室、交通安全出前講座等の交通安全啓発活動を展開し、高速道路利用者の交通安全意識の高揚を図る。
- (エ) 安全安心な高速道路空間を確保するため、引続き暫定二車線区間の付加車線工事を実施する。

ク 改築等による交通事故対策の推進

- (ア) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅などの道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を積極的に推進する。
- (イ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化を推進する。
- (ウ) 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した路上駐停車対策等の推進を図る。県では、交通事故の多発を防止するため、通過交通の排除、交通の効果的な分散により、安全かつ円滑な交通を確保する必要から、下表の道路事業によりバイパス整備及び現道拡幅等の道路整備を推進する。

○ 道路事業

(単位：千円)

| 種 別 | | 事業費 |
|--------|-------------|-------------------|
| 国 補 | 道 路 改 築 | 3, 1 2 9, 7 7 5 |
| | 緊急地方道路整備 | 7, 6 9 8, 7 1 3 |
| 県 単 | 道 路 局 部 改 良 | 6 5 0, 0 0 0 |
| 合 計 | | 1 1, 4 7 8, 4 8 8 |

○ 街路事業

(単位：千円)

| 種 別 | | 事業費 |
|--------|----------|-----------------|
| 国 補 | 道 路 事 業 | 1, 5 4 5, 2 5 0 |
| | 鉄 道 高 架 | 0 |
| | 緊急地方道路整備 | 6 6 8, 8 0 0 |
| 県 単 | 街 路 | 1 0, 0 0 0 |
| 合 計 | | 2, 2 2 4, 0 5 0 |

ケ 交通安全施設等の高度化

交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、多現示化、右折感応化等の高度化を推進するとともに、併せて道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進する。

交通安全実施計画の実績（令和3年度）

○ 道路事業

(単位：千円)

| 種 別 | | 事 業 費 |
|--------|-------------|-------------------|
| 国 補 | 道 路 改 築 | 1, 2 0 2, 4 4 8 |
| | 特 殊 改 良 | 0 |
| | 緊急地方道路整備 | 1 9, 9 2 8, 6 3 4 |
| 県 単 | 道 路 局 部 改 良 | 1, 0 2 5, 4 8 8 |
| 合 計 | | 2 2, 1 5 6, 5 7 0 |

○ 街路事業

(単位：千円)

| 種 別 | | 事 業 費 |
|--------|----------|-----------------|
| 国 補 | 道 路 事 業 | 1, 7 3 9, 0 2 7 |
| | 鉄 道 高 架 | 0 |
| | 緊急地方道路整備 | 5 6 9, 0 3 8 |
| 県 単 | 街 路 | 4, 3 4 0 |
| 合 計 | | 2, 3 1 2, 4 0 5 |

- 徳島市の徳島東環状線において、高架の整備等を行った。
- 県道鳴門池田線他14路線において、自歩道等の整備を行った。
- 高機能舗装、高視認性区画線の整備状況

【神戸淡路鳴門自動車道】

- ・ 路面標示更新による走行性の向上
- ・ 高機能舗装により舗装補修を実施
- ・ 動物侵入防止対策の継続実施
- ・ 一般道と IC の接続部での逆走防止の継続実施

【徳島自動車道、高松自動車道】

- ・ 高機能舗装により舗装補修を実施
- ・ 路面表示更新による走行性の向上
- ・ 動物侵入防止対策の継続実施
- ・ 非分離区間におけるポストコーンの視認性の向上
- ・ 暫定二車区間への付加車線の設置

| | | | |
|-----|--|-------|---|
| 項 目 | 1 道路交通環境の整備 | 機 関 名 | 県土整備部道路整備課 警察本部交通規制課 四国地方整備局徳島河川国道事務所 |
| 種 別 | (3) 交通安全施設等整備事業の推進 | | |
| 細 目 | ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 イ 幹線道路対策の推進 ウ 交通円滑化対策の推進 エ 信号灯器のLED化による信号機の改良 オ 道路交通環境整備への住民参加の促進 カ 連絡会議等の活用 | | |

計画の実施方針及び概要（令和4年度）

ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

市街地や住宅地等の歩行者や自転車が主役となる生活道路における、ゾーン設定による最高速度30km/hの区域規制、車道幅員縮小による路側帯拡幅、物理デバイス設置等の車両の速度抑制を行う。

また、通学路やバス停周辺において、歩道設置のほか防護柵の設置やカラー舗装等即効性の高い対策も有効活用し、安全な歩行空間を確保する。

さらに安全で快適な自転車利用環境を創出するため、自転車レーン等の整備などの自転車安全利用促進対策を推進する。

イ 幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間で集中して発生していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。

ウ 交通円滑化対策の推進

信号機の高度化、交差点の立体化等を推進するほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進する。

エ 信号灯器のLED化による信号機の改良

交通量が多い路線を中心に整備するほか、事故の多発している交差点について信号灯器のLED化を推進する。

LED式信号灯器（三色灯器）の整備状況

| 年 度 別 | 整備数(累計) | 備 考 |
|------------|---------|-----------|
| 令和3年度末 | 7,551灯 | 全灯数7,988灯 |
| 令和4年度末(予定) | 7,775灯 | — |

オ 道路交通環境整備への住民参加の促進

地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等が日常感じている意見について、「標識BOX」及び「信号機BOX」（はがき、インターネット等を利用して、運転者等から道路標識、信号機等に関する意見を受け付けるもの）、「道の相談室」等を活用して取り入れ、道路交通環境の整備に反映する。

また、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の進捗状況、効果等について積極的に公表する。

交通の安全は、住民の安全意識により支えられていることから、安全で良好なコミュニティの形成を図るために、交通安全対策に関して住民が計画段階から実施全般にわたり積極的に参加できるような仕組みをつくり、道路管理者と住民の連携による交通安全対策を推進する。

カ 連絡会議等の活用

「道路交通環境整備連絡会議」やその下に設置される「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

交通安全実施計画の実績（令和3年度）

○ IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

| 年 度 別 | 光ビーコンの整備数 |
|--------|-----------|
| 令和2年度末 | 389 |
| 令和3年度末 | 389 |

○ 信号灯器(三色灯器)のLED化による信号機の整備・改良

| 年 度 別 | 整 備 数 | 備 考 |
|--------|--------|-----------|
| 令和2年度末 | 7,229灯 | 全灯数8,020灯 |
| 令和3年度末 | 7,551灯 | 全灯数7,988灯 |

○ 通学路安全点検

| 年度別 | 実施箇所 | 対策実施箇所 |
|-------|-------|--------|
| 令和3年度 | 103校区 | 103箇所 |

| | | | |
|--|---|-------|-----------|
| 項 目 | 1 道路交通環境の整備 | 機 関 名 | 警察本部交通規制課 |
| 種 別 | (4) 効果的な交通規制の推進 | | |
| 細 目 | ア 地域の特性に応じた交通規制 イ 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制 ウ より合理的な交通規制の推進 | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | |
| <p>ア 地域の特性に応じた交通規制 幹線道路では、駐停車禁止、転回禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分等交通流を整序化するための交通規制を、また、生活道路では、一方通行、指定方向外進行禁止等を組み合わせなど、通過交通を抑制するなどの交通規制を実施するほか、歩行者用道路、車両通行止め、路側帯の設置・拡幅等歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための交通規制を強化する。</p> <p>イ 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制 安全で機能的な交通を確保するため、交通流・量の適切な配分・誘導を図る。また、路線バス等大量公共輸送機関の安全・優先通行を確保するための交通規制を積極的に推進する。</p> <p>ウ より合理的な交通規制の推進 より合理的な交通規制を図るため、交通規制の種類に応じ、当該交通規制を実施している道路における交通実態を調査・分析し、その結果、交通規制実施後の道路交通環境の変化等により現場の交通実態に適合しなくなったと認められる場合には、交通規制の内容の変更又は交通規制の解除、道路利用者に対する交通規制の理由の説明、道路管理者に対する道路の整備又は改良の働き掛け、地方公共団体、民間事業者等に対する路外施設の整備等の働き掛け等の道路交通環境の整備を図る。 具体的には、最高速度規制が交通実態にあった合理的なものとなっているかどうか点検し、最高速度規制基準に基づき、見直しを推進する。 また、駐車規制については、需要が増す貨物自動車等の集配、客待ちタクシー、二輪車、商店街（買物客）、駅前等の対策を重点に、駐車規制の点検及び見直しを推進する。 さらに、信号制御については、歩行者、自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、「歩行者の待ち時間の長い押しボタン信号の改善」、「幅員の狭い従道路を横断する歩行者の待ち時間の短縮」、「歩行者用灯器の増設」等についての点検及び見直しを推進する。</p> | | | |
| 交通安全実施計画の実績（令和3年度） | | | |
| ○ 公安委員会の行う交通規制の実施状況 | | | |
| 種 別 \ 区 分 | | 箇 所 | 距離・本数 |
| 横断歩道 | | 16 | 21本 |
| 自転車横断帯 | | 0 | 0本 |
| 駐車禁止 | | 2 | 105m |
| 一時停止 | | 12 | 14本 |
| 自転車歩道通行可 | | 1 | 30m |

| | | | |
|----|-------------------|-----|-------------------------|
| 項目 | 1 道路交通環境の整備 | 機関名 | 県土整備部道路整備課 警察本部交通規制課 |
| 種別 | (5) 自転車利用環境の総合的整備 | | |

計画の実施方針及び概要（令和4年度）

ア クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にした上で、乗用車から自転車への転換を促進する。このためには、歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、増加している歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する必要があり、自転車道や自転車専用通行帯、歩道上で歩行者と自転車が通行する部分を指定する普通自転車の歩道通行部分の指定等の自転車走行空間ネットワークの整備を推進するとともに、ルール・マナーの啓発活動などのソフト施策も積極的に推進する。

イ 自転車等の駐車対策については、自転車等の駐車需要の多い地域等において、関係機関と連携しながら、地域のニーズに応じた駐輪場の整備を検討促進する。
また、大量の自転車等の駐車需要を生じさせる施設について自転車駐車場等の設置を働きかけて駐輪対策を図る。

さらに、自転車駐輪場の整備とあいまって、自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制を実施する。

地域の状況に応じ、条例の制定等による駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

特に、バリアフリー新法に基づき、市町村が定める重点整備地区内における道路においては、高齢者、障がい者等の移動の円滑化に資するため、違法駐車行為に係る自転車の指導取締りの強化、広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組を重点的に推進する。

ウ 自転車交通秩序の実現に向け、自転車専用の走行空間を整備するとともに、自転車と歩行者との分離を進めていくなど、自転車の通行環境の整備を推進し、車道を通行する自転車の安全と歩道を通行する歩行者の安全の双方を確保する。

交通安全実施計画の実績（令和3年度）

○ 自転車関係の交通規制見直し状況

| 種別 | 区分 | 箇所 | 本数・距離 |
|------------|----|----|--------|
| 自転車横断帯 | | 99 | 115本 |
| 自転車歩道通行可 | | 10 | 8,595m |
| 普通自転車専用通行帯 | | 1 | 200m |

| 種別 | 区分 | 新設 | 改正 | 廃止 |
|----------|----|---------|------------|-----------|
| 自転車横断帯 | | 0箇所 | 3箇所 5本 | 66箇所 110本 |
| 自転車歩道通行可 | | 1箇所 30m | 8箇所 8,375m | 1箇所 190m |

| 項 目 | 1 道路交通環境の整備 | 機 関 名 | 警察本部交通規制課 四国総合通信局 | | | | | | |
|---|---|-------|----------------------|-------|-------------|--------|-----|--------|-----|
| 種 別 | (6) 高度道路交通システムの活用 | | | | | | | | |
| 細 目 | ア 道路交通情報通信システムの整備 イ 新交通管理システムの推進 ウ スマートウェイの推進 エ 道路運送事業に係る高度情報化の推進 オ 高度道路交通システムの推進 | | | | | | | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | | | | | | | |
| <p>ア 道路交通情報通信システムの整備 安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する VICS の整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。</p> <p>イ 新交通管理システムの推進 高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体として、交通流・量を積極的かつ総合的に管理することにより、高度な交通情報提供、車両の運行管理、公共車両の優先通行、交通公害の減少、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図り、交通の安全及び快適性を確保しようとする新交通管理システム（UTMS）の構想に基づき、システムの充実、キーインフラである光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。</p> <p>ウ スマートウェイの推進 ETC の通信技術をベースとしたITSスポットの活用によるスマートウェイの推進を官民一体となって展開していく。ITSスポットの活用により、ETCに加え、広範囲の渋滞データで適切にルート選択を可能とするダイナミックルートガイダンス、ドライブ中のヒヤリをなくす事前の注意喚起を実現する安全運転支援等のサービスを実現する。</p> <p>エ 道路運送事業に係る高度情報化の推進 環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業においてITS技術を活用し、公共交通機関の利用促進や物流の効率化を進める。</p> <p>オ 高度道路交通システムの推進 電波を活用した車車間・路車間通信等について、自動運転、ConnectedCar の実現を見据え、既存 ITS 用無線システム（700MHz 帯高度道路交通システム、狭域通信システム）に加えて国際的に検討が進む 5.9GHz 帯に、新たに V2X（Vehicle to everything：車とあらゆるものとの通信）システムを導入するための周波数の検討及び制度整備等を推進する。 内閣府の総合科学技術・イノベーション会議で設置された戦略的イノベーション創造プログラムの枠組を活用して、産学官・関係府省庁間で連携しつつ、自動運転の実現に向けた研究開発を推進する。</p> | | | | | | | | | |
| 交通安全実施計画の実績（令和3年度） | | | | | | | | | |
| ○ 道路交通情報通信システムの整備状況等 | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度 別</th> <th>光ビーコン整備数（基）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度末</td> <td>389</td> </tr> <tr> <td>令和3年度末</td> <td>389</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 年 度 別 | 光ビーコン整備数（基） | 令和2年度末 | 389 | 令和3年度末 | 389 |
| 年 度 別 | 光ビーコン整備数（基） | | | | | | | | |
| 令和2年度末 | 389 | | | | | | | | |
| 令和3年度末 | 389 | | | | | | | | |

| | | | |
|---|-------------------|-------|-------------|
| 項 目 | 1 道路交通環境の整備 | 機 関 名 | 県土整備部次世代交通課 |
| 種 別 | (7) 交通需要マネジメントの推進 | | |
| 細 目 | 公共交通機関利用の促進 | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | |
| <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、利用が大きく落ち込んでいる公共交通について、感染防止対策への支援やとくしまプレミアム交通券の発行などにより需要を喚起するとともに、県民に公共交通利用を促す意識醸成のための情報発信を行う。</p> <p>地域間の幹線となるバス路線維持のための国との協調補助や市町村が運営するコミュニティバスの導入などに対する支援を行う。</p> <p>バスの接近情報や待ち時間をスマートフォンなどからリアルタイムで確認できる「とくしまバス Navi・いまドコなん」の運用や大型商業施設と連携したパークアンドライドを引き続き行うとともに、鉄道やバス事業者、市町村が取り組む環境整備を支援し、公共交通の利便性向上と交通結節点機能の強化を図る。</p> <p>公共交通の維持・確保に向け、幹線バス路線の再編を加速するため、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画を策定するとともに、市町村の取り組みを支援し、アフターコロナを見据えた、徳島ならではのしなやかで強靱な公共交通ネットワークの構築を図る。</p> | | | |
| 交通安全実施計画の実績（令和3年度） | | | |
| 公共交通機関利用の促進状況 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バス事業者に対して、ノンステップバスの導入（7台）など、路線維持に向けた支援を行った。 ・ 「バスの接近情報」や「待ち時間」をスマートフォンなどからリアルタイムで確認できる「とくしまバス Navi・いまドコなん」の運用を引き続き行い、バス利用者の利便性向上を図った。 ・ 市町村が運営するコミュニティバスを含む県下全域の路線バス情報のオープンデータ化を行い、バス利用者の利便性向上を図った。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用が大きく落ち込んでいる公共交通の需要を喚起するため、事業者が取り組む「DXによる利用促進、生産性向上」や「新たなサービスの提供に繋がる事業」への支援や「とくしまプレミアム交通券」の発行、公共交通に親しんでもらう「公共交通利用促進イベント」の開催など、利用促進や情報発信に取り組んだ。 | | | |

| | | | |
|-----|---|-------|---|
| 項 目 | 1 道路交通環境の整備 | 機 関 名 | 県土整備部道路整備課 警察本部交通規制課 四国地方整備局徳島河川国道事務所 |
| 種 別 | (8) 災害に備えた道路交通環境の整備 | | |
| 細 目 | ア 災害に備えた道路の整備 イ 災害に強い交通安全施設等の整備 ウ 緊急交通路における訓練や周知広報の実施 エ 災害発生時における情報提供の充実 | | |

計画の実施方針及び概要（令和4年度）

ア 災害に備えた道路の整備

豪雨、地震、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保することとし、大規模地震の発生時において、被災地への救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路を確保するため、橋梁の耐震補強を推進する。

豪雨等の異常気象時においても安全で信頼性の高い道路網を確保するため、防災対策や災害の恐れのある区間を回避、代替する道路の整備を推進する。

また、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進する。

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

道路管理者は、地震、豪雨等による災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、道路情報板等の交通安全施設の整備を推進する。

また、公安委員会は地震、豪雨等の災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、各種車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止を防止するため、予備電源として自動起動型及びリチウムイオン電池を用いた静止型信号機電源付加装置の整備を推進する。

| 事 業 内 容 | 令和4年度事業量 |
|------------------|----------|
| 信号機電源付加装置(自動起動型) | 7 基 |
| 信号機電源付加装置(静止型) | 7 基 |

ウ 緊急交通路における訓練や周知広報の実施

具体的な被害を想定し、自治体の防災計画や隣接県警察等の交通規制計画と整合性のある交通規制計画を策定するとともに、この計画に基づいて緊急交通路を事前に指定し、ウェブサイトに掲載するなど積極的な広報を行う。

大規模災害発生時においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、災害応急対策を実施する公的機関に対して、事前届出制度を周知して、交通規制に伴う混乱を最小限に抑え、被災地への車両の流入抑制を図る。

また、発災時において、緊急通行車両の標章や証明書を円滑に交付することができるよう平時における訓練を実施するとともに、緊急交通路を県民に周知させるため、交通情報板等を主要道路に設置する等の方法により県民への広報を実施する。

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備推進するとともに、インターネット等情報通信技術（IT）を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

交通安全実施計画の実績（令和3年度）

○ 信号機電源付加装置の整備

| 事業内容 | 令和3年度事業 | 令和3年度末 |
|------------------|---------|--------|
| 信号機電源付加装置(自動起動型) | 2基 | 31基 |
| 信号機電源付加装置(静止型) | 7基 | 161基 |

○ 交通監視カメラ、車両感知器の整備状況

| 年度別 | 交通監視カメラ | 車両感知器 |
|--------|---------|-------|
| 令和2年度末 | 12 | 2,232 |
| 令和3年度末 | 12 | 2,338 |

| 項目 | 1 道路交通環境の整備 | 機関名 | 警察本部交通規制課 警察本部交通指導課 | | | | | | | | |
|---|---|-----|------------------------|----|----|----|----|------|--|---|------|
| 種別 | (9) 総合的な駐車対策の推進 | | | | | | | | | | |
| 細目 | ア 秩序ある駐車場の推進 イ 違法駐車対策の推進 ウ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚 エ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 | | | | | | | | | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | | | | | | | | | |
| <p>ア 秩序ある駐車場の推進 道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に伴い、より良好な駐車秩序を確立するため、時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と、道路の区間ごとの交通環境や道路構造の特性等の場所的視点の両面から現行規制の見直しを行い、駐車場の効用にも十分配慮して、個々の時間及び場所に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。</p> <p>イ 違法駐車対策の推進 (ア) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向するとともに地域住民の意見、要望等を踏まえて重点的に放置車両の確認等を実施する場所や時間帯等定めたガイドラインを策定し、これに沿った取締りを推進する。また、道路交通環境等当該現場の状況に応じてガイドラインの見直し等適切に対応する。</p> <p>(イ) 運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を強力に追及する。他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。</p> <p>ウ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚 違法駐車場の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、県民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車締め出し気運の醸成・高揚を図る。</p> <p>エ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 違法駐車が著しく、安全で円滑な道路交通が阻害されている市街地の道路において、交通安全施設としての駐車場、路上駐車施設、荷さばき停車場、合理的な駐車場の規制、視覚障がい者誘導用ブロック上に駐車等をした違法駐車場の取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。</p> | | | | | | | | | | | |
| 交通安全実施計画の実績（令和3年度） | | | | | | | | | | | |
| ○ 駐車規制の実施状況 | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">箇所</th> <th style="text-align: center;">距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">駐車禁止</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">105m</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 種別 | 区分 | 箇所 | 距離 | 駐車禁止 | | 2 | 105m |
| 種別 | 区分 | 箇所 | 距離 | | | | | | | | |
| 駐車禁止 | | 2 | 105m | | | | | | | | |

○ 放置車両確認標章貼付件数

| | 標章貼付件数 |
|-----------|--------|
| 駐 車 監 視 員 | 4 1 0 |
| 警 察 官 | 3 8 3 |
| 合 計 | 7 9 3 |

※ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の件数

| | | | |
|--|---|-------|--|
| 項 目 | 1 道路交通環境の整備 | 機 関 名 | 四国地方整備局徳島河川国道事務所 警察本部交通規制課 県土整備部道路整備課 四国総合通信局 |
| 種 別 | (10) 道路交通情報の充実 | | |
| 細 目 | ア 情報収集・提供体制の充実 イ I T Sを活用した道路交通情報の高度化 ウ 分かりやすい道路交通環境の確保 エ コミュニティ放送局の開設 | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | |
| <p>安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して正確できめ細かな道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であり、高度化、多様化する道路交通情報に対する県民のニーズに対応し、適時・適切な情報を提供するため、情報通信技術（ITS）等を活用して、道路交通情報の充実を図る必要がある。</p> <p>ア 情報収集・提供体制の充実 多様化する道路利用者のニーズにこたえるため、道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するとともに、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、交通監視カメラ、路側通信システム、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の既存の情報収集・提供体制の充実を図る。</p> <p>イ I T Sを活用した道路交通情報の高度化 ITS の一環として、VICSによる運転者への渋滞状況等に関する道路交通情報の提供や、ITSスポットの整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。 また、高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供、車両の運行管理、公共車両の優先、交通公害の減少、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図ることにより交通の安全及び快適性を確保しようとするUTMSの構想に基づき、システムの充実、キーインフラである光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。</p> <p>ウ 分かりやすい道路交通環境の確保 時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識を推進する。 また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置を推進するとともに、地図を活用した多言語表記の実施等により、国際化の進展への対応に努める。</p> <p>エ コミュニティ放送局の開設 コミュニティ放送は、一の市町村の一部の区域を対象とする FM 放送で、当該地域に密着したきめ細やかな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与しており、地域住民や観光客等から好評を得ている。2022年3月末までに338局が開局しており、周波数事情が許す限りの普及を図る。</p> | | | |

| | | | |
|-----|--|-------|---|
| 項目 | 1 道路交通環境の整備 | 機 関 名 | 県土整備部道路整備課 県土整備部都市計画課 警察本部交通規制課 四国地方整備局徳島河川国道事務所 |
| 種 別 | (11) 交通安全に寄与する道路 交通環境の整備 | | |
| 細 目 | ア 道路の使用及び占用の適正化 イ 休憩施設等の整備の推進 ウ 子どもの遊び場等の確保 エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限 オ 地域に応じた安全の確保 | | |

計画の実施方針及び概要（令和4年度）

ア 道路の使用及び占用の適正化

(ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化について指導する。

(イ) 不法占有物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占有物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。

さらに、道路上から不法占有物件等を一扫するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占有等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

なお、道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎として、デジタル地図を活用し、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの段階的な活用拡大を図る。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占有工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

イ 休憩施設等の整備の推進

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、市街地の一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。

ウ 子どもの遊び場等の確保

地域の実態に即して、児童から高齢者まで幅広く利用することができる総合的な公園の整備を推進する。

都市公園整備事業

(単位：千円)

| 種 別 | 箇所数 | 事業費(県単除く) |
|------|-----|-----------|
| 運動公園 | 3 | 903,000 |

エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

また、危険物を積載する車両の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高制限を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の拡充・強化を図る。

オ 地域に応じた安全の確保

冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面对策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、チェーン着脱場等の整備を推進する。

さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

交通安全実施計画の実績（令和 3 年度）

○ 都市公園整備事業

（単位：千円）

| 種 別 | 箇所数 | 事業費(県単除く) |
|-------|-----|-----------|
| 運動公園等 | 3 | 2,060,812 |

| | | | |
|--|------------------------|-----|--|
| 項目 | 2 交通安全思想の普及徹底 | 機関名 | 教育委員会体育学校安全課 警察本部交通企画課 危機管理環境部消費者政策課 |
| 種別 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | | |
| 細目 | ア 幼児に対する交通安全教育 | | |
| 計画の実施方針及び重点（令和4年度） | | | |
| <p>ア 幼児に対する交通安全教育 心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する意識を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的知識・技能を習得させることを目標とする。</p> <p>(ア) 効果的な交通安全教育の推進 交通ルールや交通マナー等道路の安全な通行に必要な基本的知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所、保護者等と連携して、交通安全資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>(イ) 交通安全指導の支援 幼稚園及び保育所において、効果的な交通安全指導が推進できるよう、幼児向けの交通安全に関する各種情報、資料等を積極的に提供するとともに、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努める。</p> <p>(ウ) 児童館等において、遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進する。</p> <p>イ 小学生、中学生及び高校生に対する交通安全教育</p> <p>(ア) 小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。</p> <p>(イ) 中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。</p> <p>(ウ) 高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を取得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動できるよう健全な社会人を育成することを目標とする。</p> <p>(エ) 自転車安全利用意識の高揚 小・中学生に対しては、学校関係者等と連携した自転車教室を開催し、歩行者及び自転車利用者としての必要な知識・技能を習得させるとともに、自己の安全のみならず他人を思いやる交通安全意識の醸成を図る。 また、中・高校生の自転車通学生の交通マナーの向上を図るため、14歳以上の者を対象とした自転車運転者講習制度を始め、徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例（自転車条例）を周知するとともに、「自転車シミュレータ」を</p> | | | |

活用した実践型講習会を開催する。また高等学校の交通マナーアップクラブによる街頭指導を促進する。

(オ) 高校生自転車セーフティラリー事業の実施

自転車利用の交通ルール遵守とマナーアップを図るため、学校単位で自転車安全カード（警告書）の交付数ゼロを目標に、「高校生自転車セーフティラリー」に取り組み、交通安全教室や交通マナーアップクラブの活動等を通して、安全運転に係る意識を高め、安全で安心な交通社会の実現を図る。

(カ) 保護者に対する交通安全講習会の開催

児童・生徒の保護者が、日常生活の中で模範的な交通安全行動をとり、実際の交通の場で、児童・生徒に対して基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう、保護者を対象とした交通安全講習会を開催する。

交通安全実施計画の実績（令和3年度）

○ 交通安全教育実施状況

| | 実施回数 | 対象人員 |
|-------|------|--------|
| 幼 児 | 137 | 6,898 |
| 小・中学生 | 257 | 16,969 |
| 高 校 生 | 24 | 2,596 |
| 合 計 | 418 | 26,463 |

○ 徳島県高等学校交通マナーアップクラブ連合会総会・研究協議会の開催

令和3年7月21日 徳島県立二十一世紀館イベントホール
（新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、書面開催により実施）

○ 高校生対象の二輪車等実技講習会の開催

4回 52人

| | | | |
|---|------------------------|-----|----------------------------|
| 項目 | 2 交通安全思想の普及徹底 | 機関名 | 警察本部交通企画課 危機管理環境部消費者政策課 |
| 種別 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | | |
| 細目 | ウ 成人に対する交通安全教育 | | |
| 計画の実施方針及び重点（令和4年度） | | | |
| <p>ウ 成人に対する交通安全教育</p> <p>(ア) 運転免許取得時における教育 免許取得時の交通安全教育は、大半が自動車教習所における教習であることから、これから免許を取得しようとする者に、運転技能や交通ルール以外に、運転者として交通マナーを実践する意識を併せて習得させるよう、教習水準の一層の向上を図る。</p> <p>(イ) 運転者に対する教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般運転者 地域、職域等における講習会や交通安全協会、安全運転管理協会等の関係団体が行う交通安全活動を通じて、自発的な安全行動を促すとともにドライバーとしての社会的責任を自覚させる。 ○ 自動車使用者等 安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化を促し、従業員の交通安全意識の高揚を図らせる。 ○ 横断歩行者保護の推進 信号機のない横断歩道における車両の一時停止率が低いことから、ドライバーの横断歩行者優先意識の醸成を図るため、関係機関・団体等と連携しての啓発活動をはじめ、横断歩行者妨害等違反に対する積極的な交通指導取締り等を推進する。 ○ 全席シートベルト着用の推進 四輪乗用車の交通事故死者におけるシートベルト非着用率が高いことから、年間を通じて、シートベルトコンビンサー等を利用した実践型交通安全教育、あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動、交通指導取締り等を強力に推進する。 <p>(ウ) 自転車利用者に対する教育 自転車に関する各種規則のほか自転車運転者講習制度や、徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例（自転車条例）について、各種広報媒体や街頭活動、さらには関係機関・団体と連携した実践的な講習会の開催や自転車交通安全運動月間を通じて、その内容及び自転車利用の基本的ルールの周知徹底を図る。 また、自転車の安全な利用を図るため、規格・基準に適合した自転車の利用と自転車安全整備店における定期的な点検整備を促す。</p> <p>(エ) 大学生等に対する教育 大学生等に対しては、学生の二輪車・自動車の利用者等の実態に応じ、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育の充実に努める。</p> <p>(オ) 交通安全関係団体等に対する指導・協力 交通安全協会、安全運転管理協会、交通安全母の会等の交通安全関係団体との連携・協力を図り、これらの団体等の活動を通じて、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通安全意識の高揚を図る。</p> | | | |
| 交通安全実施計画の実績（令和3年度） | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全教育実施状況 一般運転者 135回 7,176人 ○ シートベルト着用推進状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各季の交通安全運動の重点項目に掲げて実施 ・ 交通マナーアップ推進月間県民運動の実施 令和3年7月1日～8月31日 ○ 自転車交通安全運動月間の推進 令和3年4月1日～5月31日 | | | |

| | | | |
|--|--|-------|---|
| 項目 | 2 交通安全思想の普及徹底 | 機 関 名 | 警察本部交通企画課 危機管理環境部消費者政策課 保健福祉部長寿いきがい課 保健福祉部障がい福祉課 |
| 種 別 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | | |
| 細 目 | エ 高齢者に対する交通安全教育 オ 障がい者に対する交通安全教育 カ 外国人に対する交通安全教育 | | |
| 計画の実施方針及び重点（令和4年度） | | | |
| <p>エ 高齢者に対する交通安全教育</p> <p>(ア) 高齢者交通安全指導員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ シルバーセーフティリーダー及び地域交通安全活動推進委員に対する研修会を開催 <p>(イ) 交通安全指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ シルバー・セーフティチーム、交通安全母の会会員及び高齢者交通安全推進員等による老人クラブ等組織への未加入高齢者宅の訪問指導 ○ 電動車いす利用者に対する交通安全指導 ○ 高齢者宅交通安全訪問の実施 ○ 反射材の街頭配布の実施 ○ 高齢者用交通安全教育ビデオの貸出 <p>(ウ) 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 参加型交通安全教室の開催 ○ 反射材効果実験等体験型講習会の開催 ○ 交通安全教育隊による「交通安全危険予測シミュレータ」の歩行者編、自転車編を活用した実践型講習会の開催 ○ シルバードライビングスクールの開催 指定自動車教習所と連携し、適性検査、実車走行による参加・体験型の交通安全講習 ○ 高齢者福祉施設における交通安全教室の開催 <p>(エ) 自転車利用者に対する自転車安全利用対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者自転車安全運転競技大会の開催 ○ 自動車教習所のコースを活用した自転車実技講習会の開催 <p>(オ) 運転者の交通事故防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「徳島県高齢運転者等交通事故防止対策プロジェクトチーム」において、「交通安全への啓発、運転免許の自主返納が行える環境の整備、安全運転支援技術が搭載された普通自動車の普及啓発」を推進 ○ 運転免許センターにおいて、運転の継続等を見直す機会づくりとして実車指導及び個人面接による指導を内容とする「運転技能簡易教習」を実施 ○ 徳島県理学療法士会との協定締結に基づき、理学療法士による高齢者等に対する交通安全指導を継続して実施するとともに、理学療法士と連携しての「運転技能簡易教習」の更なる推進を図る ○ 自動ブレーキやアクセル・ブレーキ踏み間違い時の加速抑止装置が搭載された安全運転サポート車の普及啓発の推進として、自動車教習所等において乗車体験会を開催 ○ 今年度、高齢運転者による交通事故防止の観点から内閣府が実施している「地域提案型交通安全支援事業」を活用し、高齢運転者等に対する交通安全教室を実施 <p>オ 障がい者に対する交通安全教育</p> <p>(ア) 障がい者に対しては、交通安全を实践するために必要な知識・技能を習得させるため、関係機関・団体と連携し、障がいの程度に応じたきめ細かい交通安全教育を推進する。</p> | | | |

- (イ) 作業療法士会、指定自動車教習所協会、県警察の三者が協定締結した高次能機能障害の方を始めとする「自動車運転再開プロジェクト」を更に推進し、引き続き障がい者の自動車運転を支援する。

カ 外国人に対する交通安全教育

- (ア) 留学生、研修生等の外国人に対し、我国の基本的交通ルールを教示し、それを遵守させることを目的とした交通安全教育を推進する。
- (イ) 交通安全教育を効果的に推進するため、関係機関・団体と連携して、外国人向け教材の充実、通訳体制の確立を促進する。

交通安全実施計画の実績（令和3年度）

| | | |
|-----------------------|------|--------|
| ○ 高齢者に対する交通安全教育等の実施状況 | | |
| ・ 高齢者交通安全講習会 | 193回 | 5,809人 |
| ○ 障がい者に対する交通安全教育の実施状況 | 1回 | 82人 |
| ○ 外国人に対する交通安全教育の実施状況 | 4回 | 81人 |

| | | | |
|-----|---|-------|----------------------------|
| 項 目 | 2 交通安全思想の普及徹底 | 機 関 名 | 警察本部交通企画課 危機管理環境部消費者政策課 |
| 種 別 | (2) 効果的な交通安全教育の推進 | | |
| 細 目 | ア 交通安全教育用資機材を活用した参加・体験・実践型交通安全教育の推進 イ 交通安全教育に関する情報の共有 ウ 交通安全教育指導者の指導・育成 | | |

計画の実施方針及び重点（令和4年度）

ア 交通安全教育用資機材を活用した参加・体験・実践型交通安全教育の推進

交通安全教育の教養効果を高めるには、交通安全教育用資機材の活用も有効であることから、警察本部交通安全教育隊が保有する「動画 KYT（危険予測トレーニング）」や「自転車シミュレータ」等の交通安全教育資機材を活用した、参加・体験・実践型の交通安全教室を推進する。

イ 交通安全教育に関する情報の共有

交通安全教育を効果的に推進するには、警察、交通安全教育指導員、地域交通安全活動推進委員等が、交通安全教育に関する情報を共有することが必要である。

そのため、交通安全教育用資機材の貸与、講師の派遣、交通事故情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

ウ 交通安全教育指導者の指導・育成

各警察署に勤務する交通警察官をはじめ、市町村の交通安全教育指導員、地域交通安全活動推進委員等に対する研修会等を開催して、

- 受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた教育手法
 - 衝突実験映像等を活用した効果的な教育手法
 - 資機材を活用した実践的講習方法
- 等について指導教養し、交通安全指導技術の向上を図る。

交通安全実施計画の実績（令和3年度）

○ 交通安全講習等の開催

| 種 別 | 令和3年度実施数 | |
|---------|----------|------------|
| | 回 数 | 参加者（人） |
| 一 般 | 1 4 7 | 7, 3 5 2 |
| 高 齢 者 | 1 9 3 | 5, 8 0 9 |
| 小・中・高校生 | 2 8 1 | 1 9, 5 6 5 |
| 大 学 生 等 | 4 | 1 2 6 |
| 幼 児 | 1 3 7 | 6, 8 9 8 |
| 合 計 | 7 6 2 | 3 9, 7 5 0 |

| | | | |
|---|---|-----|----------------------------|
| 項目 | 2 交通安全思想の普及徹底 | 機関名 | 危機管理環境部消費者政策課 警察本部交通企画課 |
| 種別 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 | | |
| 細目 | ア 横断歩行者保護の推進 イ 交通安全運動の推進 ウ 自転車交通秩序のための総合対策の推進と自転車条例の周知 エ 全席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 オ チャイルドシートの正しい使用の徹底 カ 反射材用品の普及促進 キ 飲酒運転等の根絶に向けた規範意識の確立 ク 効果的な広報の実施 ケ その他の普及啓発活動の推進 | | |
| 計画の実施方針及び重点（令和4年度） | | | |
| <p>ア 横断歩行者保護の推進 横断歩行者の交通事故死者が増加していることなどから、ドライバーの歩行者保護意識をさらに徹底する必要があるため、横断歩行者妨害等に対する交通指導取締りはもとより、関係機関・団体との連携を強化し、思いやり運転や譲り合いの精神を含めたドライバーの横断歩行者優先意識と横断歩行者の安全行動意識の更なる醸成を図る。</p> <p>イ 交通安全運動の推進 (ア) 推進体制の確立 交通安全運動が地域に浸透して真に効果的に推進される取組みとなるよう、自治体を始めとする関係機関・団体との連携を強化し、計画的、組織的な推進体制を確立する。 (イ) 街頭活動の強化 街頭監視、交通指導取締りに当たっては、違反や危険な走行が起こらないように誘導・指導をするとともに、地域住民の平穏を害する悪質・危険・迷惑性の高い違反や死亡事故等重大事故に直結する交通違反の指導取締りを強化する。 (ウ) 運動重点に沿った施策の推進 各運動の重点に沿って、参加・体験・実践型交通安全教室の開催や効果的な広報啓発等を実施し、波及効果の得られる施策を積極的に推進する。</p> <p>ウ 自転車交通秩序のための総合対策の推進と自転車条例の周知 (ア) 「徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例」の周知と自転車安全適正利用に関する意識の醸成 平成28年4月1日に施行した「徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例」を広く県民に対して、周知を促すとともに、条例に規定された事項の遵守や自転車事故や自転車による迷惑行為を防止するため、関係機関・団体と協働して、一体となって自転車の安全で適正な利用に関する運動を展開する。また、歩行者、自転車利用者及び自動車等が安全に通行できる環境づくりを推進する。 そのため、幼児から高齢者にいたる幅広い年齢層に対して、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る実践的交通安全講習会を開催して、自転車の正しい乗り方についての意識の高揚を図る。 (イ) 街頭指導の強化 自転車の事故防止とマナーの向上を図るため、関係機関・団体と連携して、自転車の交通ルール・マナー違反に対する街頭指導活動を積極的に推進する。</p> | | | |

特に、朝の登校・出勤時間帯や薄暮時から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることから、時間帯に応じた指導取締りを徹底するとともに、自転車側面等への反射材の取付けを指導する。

(ウ) 被害軽減対策の推進及び損害保険等の加入促進

各種の交通安全活動やスタントマンによる交通事故を疑似体験させる教育事業（スケアードストレート教育技法）を通じて、自転車乗車中の幼児・児童のヘルメット着用を促すとともに、自転車シミュレーターを活用した実践的講習を実施して、自転車利用者にヘルメット着用による被害軽減効果を広く周知させて、ヘルメット着用を徹底させる。

また、自転車の利用に起因する他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう損害賠償保険等への加入を促進する。

エ 全席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用率が全国平均を下回っているうえ、四輪車乗車中の交通死亡事故において、シートベルトの着用率が極めて低いなどの現状を踏まえ、全席シートベルトの着用についての理解を深め、正しい着用の徹底を図る。

(ア) 街頭指導の強化

交通マナーアップ推進月間県民運動を始め、平素から交通事故多発路線をはじめとした県下全域での指導取締りを強化するとともに、後部同乗者に対するシートベルトの着用指導も併せて実施する。

(イ) 広報啓発活動の推進

各種広報媒体を活用して、地域、職域、家庭において、シートベルトの着用効果及び正しい着用方法についての広報啓発活動を推進し、正しい着用の徹底を図るとともに、全席におけるシートベルト着用の徹底を図る。

(ウ) シートベルト着用率調査の実施

シートベルトの着用率については、関係団体と合同で調査、公表し、県民に対して周知することで、着用率の向上を図る。

オ チャイルドシートの正しい使用の徹底

(ア) 広報啓発活動の推進

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園、保育所、病院等と連携して、保護者に正しい使用の徹底を図るための広報啓発活動を積極的に推進する。

(イ) 街頭指導の強化

シートベルト装着義務違反の指導取締りに併せて、チャイルドシート使用義務違反の指導取締りを強化し、チャイルドシート使用の徹底を図る。

(ウ) チャイルドシート着用率調査の実施

チャイルドシートの着用率については、関係団体と合同で調査、公表し、県民に対して周知することで、着用率の向上を図る。

カ 反射材用品の普及促進

(ア) 反射材用品着用普及活動の推進

関係機関・団体が連携して

- 反射材着用モデル地区を指定して、同地区を中心とした反射材用品の着用普及促進
- 街頭活動を通じ、夜間の歩行者等に対する反射材用品の着用指導
- 訪問指導や各種講習会を通じての反射材用品の普及促進
- 高齢者を重点とした反射材用品の普及促進
- 反射材用品着用促進のための効果的な体験学習会の開催等を積極的に推進する。

- (イ) 広報啓発活動の推進
夜間における歩行者、自転車利用者の事故防止に効果的な反射材の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発活動を推進する。

キ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

- (ア) 広報啓発活動の推進
飲酒運転の危険性や交通事故の実態を周知するため、各種広報媒体を活用し、広報啓発活動を積極的に展開する。
- (イ) 飲酒運転撲滅協力店の普及
酒類販売店、酒類提供飲食店等に対して、飲酒運転撲滅協力店への参加を依頼し、利用客へ飲酒運転の追放を呼び掛けてもらう。
- (ウ) 運転代行サービスの普及促進
自動車運転代行業者に対して、立入検査及び街頭指導取締りを実施して自動車運転代行業の健全化及び利用者の利便性・安心感の向上を図り、適正な運営を推進する。

ク 効果的な広報の実施

交通安全広報を実効あるものとするため、マスコミ等関係機関に対して交通安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行う。

ケ その他の普及啓発活動の推進

- (ア) 携帯電話、スマートフォンの使用禁止
自転車を含め、全ての車両を運転中の携帯電話等使用の撲滅を図るため、街頭における交通指導取締りを推進する。
また、令和2年3月にいわゆる「歩きスマホ」の防止を含む「徳島県交通安全の推進に関する条例」が施行されたことを踏まえ、運転中、歩行中いずれの場合も携帯電話等の使用は危険であることについて広報活動を展開する。
- (イ) 早めのライト点灯・上向きライト運動の推進
薄暮時から夜間にかけての交通事故を防止するため、関係機関・団体と連携のうえ、各地域、職域において早めのライト点灯運動を推進する。また、夜間は交通量の多い市街地等を除き、上向きライト（こまめな切替）点灯を推進する。

交通安全実施計画の実績（令和3年度）

- 各季の交通安全運動実施前に71の交通関係機関・団体で組織する交通安全対策協議会幹事会及び市町村交通安全対策主管課長連絡会議を開催し、各機関・団体が連携して組織的な運動を展開した。
- 自転車利用者に対して各季の交通安全運動時等に、街頭における指導を徹底した他、リーフレット等を配布、自転車交通安全教材動画を作成し、県YouTubeチャンネルにて公開するなど広報啓発に努めた。
- 交通マナーアップ推進月間県民運動において、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を積極的に展開し、全席シートベルトの着用率向上、運転中及び歩行者の携帯電話等の使用禁止の推進に努めた。
- 街頭活動や講習会を通じて、反射材用品の貼付や配付活動を行い、普及促進を図った。
- マスコミ等報道機関を通じて、ラジオスポット等を活用し交通安全運動等の広報を行った。
- 飲酒運転による交通事故の抑止のため、年末年始の交通安全運動等を通じて、飲酒運転撲滅に向けた取り組みを行った。
(令和3年12月10日～令和4年1月10日)

| | | | |
|---|--|-----|--|
| 項目 | 2 交通安全思想の普及徹底 | 機関名 | 警察本部交通企画課 危機管理環境部消費者政策課 教育委員会生涯学習課 |
| 種別 | (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 | | |
| 細目 | ア 交通関係団体に対する指導、助言 イ 地域交通安全活動推進委員に対する指導等 ウ 交通安全母の会に対する指導、協力 エ 各種社会教育関係団体の活動における交通安全意識の高揚 | | |
| 計画の実施方針及び重点（令和4年度） | | | |
| <p>ア 交通関係団体に対する指導、助言 交通安全協会を始めとする既存の交通関係団体等に対し、各団体の特性に応じた交通安全活動が主体的に行われるよう、必要な資料の提供、諸行事に対する指導、助言を行う。</p> <p>イ 地域交通安全活動推進委員に対する指導等 地域の交通安全リーダーである地域交通安全活動推進委員が、住民に対する交通安全教育、駐車対策、自転車の適正な通行方法等を始めとする交通の安全と円滑に資するための広報啓発活動、企業等に対する協力要請活動、相談活動等が適正かつ効果的に実施できるよう、研修会を通じて指導教養するとともに、その活動に関して必要な情報を積極的に提供する。</p> <p>ウ 交通安全母の会に対する指導、協力 徳島県交通安全母の会連合会による家庭内における交通安全教育、子供（幼児、児童生徒）、その保護者及び高齢者を交通事故から守るための諸活動が主体的かつ効果的に行われるよう指導、協力する。</p> <p>エ 各種社会教育関係団体の活動における交通安全意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青年団等の青少年団体諸活動において、交通事故防止運動を推進し、交通安全意識の高揚に努める。 ○ PTA活動において会員自身の交通安全意識の高揚を図るとともに、学校、交通安全協会、交通安全母の会、その他の関係する団体と連携、協力し、子供を交通事故から守る活動を推進する。 ○ 婦人会活動において、日常的活動として、交通安全運動を展開する。 ○ 社会教育関係団体に交通安全教育に関する視聴覚資料を貸し出し、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 高等学校の交通マナーアップクラブにおいて、学校における交通安全教育実践上の課題について研究協議し、高校生が正しい交通ルールとマナーを身につけるよう活動する。 | | | |
| 交通安全実施計画の実績（令和3年度） | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 徳島県交通安全母の会連合会の会員に対する研修会の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会は、令和3年11月24日（水）ホテルグランドパレスにおいて実施した。 ○ 徳島県交通安全母の会連合会の交通安全教室の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月11日（土）徳島県警察本部交通部運転免許課において、徳島県、徳島県警察と共催により、徳島県在住の三世代にわたる家族に対して、交通安全教室を実施した。 ○ PTA会員の交通安全意識高揚に向けた活動状況 <ul style="list-style-type: none"> ・PTA会員による通学路での交通指導、交通安全教室、街頭啓発活動などを通じて、交通安全意識の高揚を図った。 | | | |

| | | | |
|-----|--------------------------------------|-------|----------------------------|
| 項目 | 2 交通安全思想の普及徹底 | 機 関 名 | 危機管理環境部消費者政策課 警察本部交通企画課 |
| 種 別 | (5) 住民の参加・協働の推進 | | |
| 細 目 | ア 地域に浸透した交通安全活動の推進 イ 参加型交通安全活動の推進 | | |

計画の実施方針及び重点（令和4年度）

ア 地域に浸透した交通安全活動の推進

地域住民自らが主体となって交通安全活動に参加する気運を高めることが重要であることから、春、秋の全国交通安全運動等及び県民交通安全の日である

○ 毎月 5 日（子供と障がい者、高齢者を守る日）

○ 毎月 20 日（県民交通安全参加日）

を重点に、関係機関・団体と連携して地域に浸透した各種交通安全活動を推進する。

※ 「子供と障がい者、高齢者を守る日」、「県民交通安全参加日」が「土、日、祝日」の場合は、その明けの平日とする。

イ 参加型交通安全活動の推進

地域住民の交通安全意識を高めるには、住民が交通事故は身近で発生していることを認識し、交通事故に遭わないように率先して安全行動をとることが効果的であることから、関係機関・団体と連携し、住民が積極的に参加できる交通安全活動を推進する。

令和4年度の交通安全運動等

| 運 動 の 内 容 | 期 間 |
|---|--------------------------|
| 春の全国交通安全運動 | 4月6日から4月15日まで |
| 自転車交通安全運動月間 | 4月1日から5月31日まで |
| 交通マナーアップ推進県民運動 | 7月1日から8月31日まで |
| 全席シートベルト着用の推進月間 | 7月1日から7月31日まで |
| 運転中の携帯電話等使用撲滅月間 | 8月1日から8月31日まで |
| 秋の全国交通安全運動 | 9月21日から9月30日まで |
| 徳島スマートドライバー セーフティラリー | 10月1日から12月31日まで |
| 年末年始の交通安全県民運動 | 12月10日から1月10日まで |
| 交通死亡事故抑止重点 (徳島セーフティ5) ・歩行中の子供・高齢者等の交通事故防止 ・夜間の交通事故防止 ・全席シートベルトの正しい着用の徹底 ・飲酒運転等悪質危険運転の根絶 ・自転車利用者に対する交通ルールの周知 | 4月1日から3月31日まで (年間の重点) |

※ 新型コロナウイルス感染症対策を考慮して実施

| 項目 | 3 安全運転の確保 | 機関名 | 警察本部運転免許課 警察本部交通企画課 危機管理環境部消費者政策課 独立行政法人自動車事故対策機構徳島支所 | | | | | | |
|--|--|-----|--|------|----------|-------|---------|-------|---------|
| 種別 | (1) 運転者教育等の充実 | | | | | | | | |
| 細目 | ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 イ 運転者に対する再教育等の充実 ウ 二輪車安全運転対策の推進 エ 高齢運転者対策の充実 オ シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 カ 自動車安全運転センターの業務の充実 キ 自動車運転代行業の指導育成等 ク 独立行政法人自動車事故対策機構による自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 ケ 悪質危険な運転者の早期排除 | | | | | | | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | | | | | | | |
| <p>安全運転に必要な知識及び技能を身に付けたうえで、安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図る。さらに、免許取得時及び免許取得後においては、特に実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。</p> <p>また、これらの機会が、単なる知識や技能を教える場にとどまることなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の心理的・性格的な特性を踏まえた教育 ○ 交通事故被害者等の手記等を活用した講習を行うなどにより、交通事故の悲惨さへの理解を深める教育 ○ 自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育 <p>等を行うことを通じて、運転者の安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるよう教育内容の充実を図る。</p> <p>ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 年間の運転免許を受験する約12,000人のうちの90%以上の者が利用する指定自動車教習所に対し、単に交通安全に関する知識や技能を教える場にとどまることのないよう、各講習の内容等を指導し、教習内容の向上及び技法を充実させ、教習所の適正水準の確保を図る。</p> <p>イ 運転者に対する再教育等の充実 取消処分者・停止処分者及び違反者講習予定者1,290人（令和3年度実績数）に対して、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習内容及び講習方法の充実を図る。 特に、運転適性と実車指導の結果を照合して、受講者の個人面接により運転技能等の説明・指導を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>令和4年度見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更新時講習</td> <td>85,000人</td> </tr> <tr> <td>高齢者講習</td> <td>35,000人</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 二輪車安全運転対策の推進 自動二輪車安全運転講習及び原付安全講習の推進に努める。 また、二輪車関係団体等と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>エ 高齢運転者対策の充実 (ア) 交通安全教育の推進 加齢に応じた望ましい運転の在り方等に係る交通安全教育を推進するため、</p> | | | | 事業内容 | 令和4年度見込み | 更新時講習 | 85,000人 | 高齢者講習 | 35,000人 |
| 事業内容 | 令和4年度見込み | | | | | | | | |
| 更新時講習 | 85,000人 | | | | | | | | |
| 高齢者講習 | 35,000人 | | | | | | | | |

実車による参加・体験・実践型の交通安全教室の開催、個々の能力や特性に応じたきめ細やかな個人指導を行う。

また、自動車教習所を始めとする関係機関・団体と連携した交通安全教育や交通安全活動を積極的に推進する。

(イ) 運転免許証の自主返納等

○ 自主返納の促進に向けた広報啓発活動の強化
運転免許証の自主返納については、あくまでも運転者の自主性を尊重するものであるが、加齢等で運転に不安を抱いている者や客観的に運転リスクが高まっていると認められる者に対しては、移動手段の確保を始め、その生活を支えるための各種施策の充実に向けて、関係機関・団体等に働き掛けるとともに、自主返納制度や自主返納者に対する各種支援施策を周知するための広報啓発活動を強化する。

○ 安全運転相談の充実

高齢運転者やその家族等からの相談については、積極的に受け付け、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続、必要な助言・指導や自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の教示を行う。

○ 高齢者運転免許自主返納者を対象とした優遇店ガイドブックの更新

(ウ) 先進安全技術等の活用

自動ブレーキや踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術の活用は、高齢運転者による交通事故の防止及び被害軽減に効果があると期待されることから、安全運転サポート車について、各地域の自動車販売店や自動車教習所等に協力依頼と連携した試乗会の開催やあらゆる機会を利用して安全運転サポート車の普及啓発を促進する。

オ シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト等の正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習会・各季の交通安全運動等のあらゆる機会を通じて、着用効果の広報、啓発活動を積極的に行う。

(ア) シートベルトの着用率向上

交通関係機関・団体と連携し、シートベルトの着用実態調査や調査結果に基づく広報啓発活動の実施など、シートベルトの着用率の向上を図る。

(イ) 街頭指導の強化

シートベルトの着用率調査等に基づき、着用率の低い路線等におけるシートベルト・チャイルドシート着用義務違反に対する指導取締りを強化する。

カ 自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センターの行う通知業務、運転経歴証明業務等の積極的な推進を指導し、同センターによる運転者対策の充実に図る。

また、安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用した高度な運転技能と知識を必要とする者、安全運転指導者等に対する体験的な交通安全教育の充実に図る。

キ 自動車運転代行業の指導育成等

(ア) 適正な業務の推進

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、掲示事項や表示の確認等のため立入検査や指導を行うほか、定期的に事務担当者に対する研修会を開催して適正な業務

の推進についての指導教育を徹底する。

(イ) 指導取締りの強化

立入検査及び歓楽街等における街頭指導取締りを強化して、無認定営業、損害賠償措置(代行保険の加入・更新)義務違反、無免許運転等に対する違法行為の厳正な取締りを実施する。

ク 独立行政法人自動車事故対策機構による自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

独立行政法人自動車事故対策機構による自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、診断技術の向上と診断機器の充実を図るとともに、受診環境の整備を行い、受診を積極的に促進する。

【適性診断の4年度受診計画と3年度受診状況】

| 事業内容 | 4年度受診計画 | 3年度受診状況 |
|------|---------|---------|
| 一般診断 | 1,724人 | 1,545人 |
| 義務診断 | 1,602人 | 964人 |

ケ 悪質危険な運転者等の早期排除

(ア) 飲酒、ひき逃げ等悪質・危険運転者の早期排除

飲酒運転等の重大事故に直結する違反行為者はもちろん、県民に危険や迷惑を及ぼす悪質違反行為者に対しては、迅速・的確な行政処分の執行を行い、早期排除を図る。

(イ) 運転不適格者の早期排除

運転免許試験及び運転免許証更新時の適性検査等を通じて、運転の適格性を選別し、運転不適格者の早期排除に努める。また、安全な運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気等に関し、免許更新時等の正確な申告を促す広報啓発を実施するほか、対象者に対する安全運転相談や臨時適性検査の実施等により安全対策を図る。

交通安全実施計画の実績（令和3年度）

○ 更新時講習等の実施状況

| 事業内容 | 令和3年度実績 |
|-------|---------|
| 更新時講習 | 83,461人 |
| 高齢者講習 | 27,579人 |

○ 自動車安全運転センターの行う通知業務、運転経歴証明業務等の状況

| 事業内容 | 令和3年度実績 |
|----------|---------|
| | 事業量 |
| 交通事故証明 | 15,245件 |
| 無事故無違反証明 | 1,084件 |
| 運転記録証明 | 32,316件 |
| 累積点数証明 | 60件 |
| 運転免許経歴証明 | 61件 |
| 通知業務 | 2,033件 |

- 独立行政法人自動車事故対策機構による自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の実施状況

【適性診断の3年度と2年度受診状況】

| 事業内容 | 3年度受診 | 2年度受診 |
|------|--------|--------|
| 一般診断 | 1,545人 | 1,693人 |
| 義務診断 | 964人 | 975人 |

(3年度義務診断内訳) 初任診断 683人、適齢診断 280人
 特定診断 1人

- 運転免許自主返納者に対する環境の整備
 高齢者運転免許自主返納者を対象とした優遇店ガイドブック（協力事業者、現在335件）を作成（8,000部）し、県の施設を始め、各市町村、警察署、運転免許センター等に配付するとともに、優遇店が検索できるWebサイトを作成した。

| | | | |
|-----|--|-------|-----------|
| 項 目 | 3 安全運転の確保 | 機 関 名 | 警察本部運転免許課 |
| 種 別 | (2) 運転免許業務の改善 | | |
| 細 目 | ア 運転免許業務の継続的見直しの推進 イ 県民の立場に立った運転免許業務の推進 | | |

計画の実施方針及び概要（令和4年度）

ア 運転免許業務の継続的見直しの推進

- 令和2年4月1日から運用を開始した阿南・阿波両運転免許センター（出張更新手続きを含む）の円滑な業務運営に努め、徳島県運転免許センターの取扱業務を含めた全取扱業務について継続的な見直しを実施し、県民のニーズに応える新たな行政サービスの構築を検討する。

イ 県民の立場に立った運転免許業務の推進

- 安全運転相談窓口の運用
安全運転に関する全国統一の相談専用ダイヤル「#8080」の運用を推進し、運転に不安を覚えている運転者及び家族等関係者が相談しやすい環境の整備に努める。
- 運転免許更新業務の円滑な運用
「より身近な場所での即日交付」という県民のニーズに応えるため、県内3拠点（松茂・阿南・阿波運転免許センター）での更新免許の即日交付を推進。また、阿南・阿波運転免許センターから遠隔地への地域への出張型免許更新の円滑な実施に努める。
- 自主返納制度等への取組
自主返納の受付を、平日だけでなく、日曜窓口での受理や、代理での受理を可能とする等、窓口を拡大し、自主返納しやすい環境作りを推進。また、公共交通機関やタクシーの運賃割引等、移動手段の確保に資する施策等の更新、周知に努める。
- ユニバーサルデザイン等の導入
徳島県運転免許センターは、高齢者や障がい者、育児中の女性等に配慮した施設整備を進め、県民が安全で安心して快適に利用できるように、ユニバーサルデザイン等を導入している。さらに、最も利用者の多い更新手続きについては、全て1階で実施し、高齢者等の移動にかかる負担の軽減に努める。

| 事 業 内 容 | 令和4年度見込み |
|----------|----------|
| 免許証即日交付 | 119,000件 |
| 優良講習受講者数 | 51,000件 |
| 更新即日交付数 | 105,000件 |

交通安全実施計画の実績（令和3年度）

| 事 業 内 容 | 令和3年度実績 |
|----------|----------|
| 免許証即日交付 | 122,130件 |
| 優良講習受講者数 | 53,522件 |
| 更新即日交付数 | 107,987件 |

| 項 目 | 3 安全運転の確保 | 機 関 名 | 警察本部交通企画課 | | | | | | | | | |
|---|---|-------|-----------|--|---------|-----|---------|-------|-------|----------|-----|-----|
| 種 別 | (3) 安全運転管理の推進 | | | | | | | | | | | |
| 細 目 | ア 事業所における交通安全教育の推進 イ 安全運転管理者等未選任事業所の一掃 ウ 適正な安全運転管理業務の推進 エ 安全運転装備資機材の普及促進 | | | | | | | | | | | |
| 計画の実施方針及び重点（令和4年度） | | | | | | | | | | | | |
| <p>ア 事業所における交通安全教育の推進 安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の資質及び安全意識の向上を図るため、講習内容を見直し、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう指導する。</p> <p>イ 安全運転管理者等未選任事業所の一掃 安全運転管理者等の選任状況を正確に把握した上、未選任事業所に対する指導を継続して未選任事業所の一掃を図り、事業所内の安全運転管理体制を充実強化する。</p> <p>ウ 適正な安全運転管理業務の推進 事業活動に関してなされた道路交通法違反等について、使用者等に対し必要な報告又は資料を提出させる制度を積極的に活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し、適正な運転管理を図る。</p> <p>エ 安全運転装備資機材の普及促進 事業活動に伴う交通事故防止対策を一層推進するため、運輸事業所、安全運転管理者選任事業所等に対して映像記録型ドライブレコーダー等、安全運転の確保に資する車載機器等の普及を促進するとともに、ドライブレコーダー等によって得られた事故等の情報の交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 交通安全実施計画の実績（令和3年度） | | | | | | | | | | | | |
| ○ 安全運転管理者未選任事業所の選任状況等 | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">事 業 所 数</th> <th style="width: 35%;">人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全運転管理者</td> <td style="text-align: center;">208</td> <td style="text-align: center;">208</td> </tr> <tr> <td>副安全運転管理者</td> <td style="text-align: center;">56</td> <td style="text-align: center;">56</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 事 業 所 数 | 人 数 | 安全運転管理者 | 208 | 208 | 副安全運転管理者 | 56 | 56 |
| | 事 業 所 数 | 人 数 | | | | | | | | | | |
| 安全運転管理者 | 208 | 208 | | | | | | | | | | |
| 副安全運転管理者 | 56 | 56 | | | | | | | | | | |
| ○ 令和2年度末安全運転管理者等選任状況 | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">事 業 所 数</th> <th style="width: 35%;">人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全運転管理者</td> <td style="text-align: center;">3,265</td> <td style="text-align: center;">3,265</td> </tr> <tr> <td>副安全運転管理者</td> <td style="text-align: center;">414</td> <td style="text-align: center;">612</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 事 業 所 数 | 人 数 | 安全運転管理者 | 3,265 | 3,265 | 副安全運転管理者 | 414 | 612 |
| | 事 業 所 数 | 人 数 | | | | | | | | | | |
| 安全運転管理者 | 3,265 | 3,265 | | | | | | | | | | |
| 副安全運転管理者 | 414 | 612 | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--|--|-------|--|
| 項 目 | 3 安全運転の確保 | 機 関 名 | 四国運輸局徳島運輸支局 独立行政法人自動車事故対策 機構徳島支所 |
| 種 別 | (4) 自動車運送事業者の安全対策 の充実 | | |
| 細 目 | ア 事業用自動車総合安全プラン2025の策定による取組み イ 自動車運送事業者に対する指導監督の充実 ウ 運輸安全マネジメント制度の充実 エ 安全運転の確保に資する機器の普及促進及び活用策の充実 オ 自動車運送事業者に係る事故の要因分析の実施 カ 運行管理者等に対する指導講習の充実 キ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等 | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | |
| <p>ア 事業用自動車総合安全プラン2025の策定による取組み 事業用自動車の安全対策については、重傷者数、各業態の特徴的な事故に対する削減目標を新たに設定し、依然として発生する飲酒運転、健康起因事故等への対策、先進技術の開発・普及を踏まえた対策、超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策等を盛り込み、世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の「安全トライアングル」により、総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、第11次交通安全基本計画と期間を合わせた「事業用自動車総合安全プラン2025」を定めた。</p> | | | |
| <p>イ 自動車運送事業者に対する指導監督の充実 平成24年4月に関越自動車道において発生した高速ツアーバス事故を受け、過労運転防止に関する基準の厳格化や、平成25年7月末までの高速ツアーバスから新高速乗合バスへの移行が完了した。また貸切バス事業者に対する参入時及び参入後の安全性チェックの強化、安全優先経営の徹底及び運賃制度の見直し等のビジネス環境の適正化・改善等を図る。 貸切バスについては、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」が取りまとめられ、適正化事業実施機関が巡回指導をすることとした。 また、貸切バス事業者の安全確保の徹底を図るため街頭監査等を実施し、自動車監査官が抜打ちで出発前のバスに立入り、交替運転者の配置状況、運行指示書の有無、運転者の酒気帯びの有無等について確認を行った。 貨物自動車運送事業者に対しては、貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携を強化するとともに、新規事業者や悪質事業者などに重点をおき、過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。特に過労防止に係る違反のおそれのある貨物自動車運送事業者に早期改善させる必要があるため、巡回指導を早期に実施する仕組みを導入した。</p> | | | |
| <p>ウ 運輸安全マネジメント制度の充実 事業者の経営トップの主体的な関与の下、現場を含む組織が一丸となって安全管理体制を構築し、国がその実施状況を確認する「運輸安全マネジメント制度」の充実を図る。また、頻発化・激甚化する自然災害が輸送の安全の脅威になっていることから、運輸事業者の防災意識を一層向上させ、防災体制の構築と実践を進める際の参考とすべき考え・心得を取りまとめ「運輸防災マネジメント指針」を取りまとめた。 また、全ての貸切バス事業者等へ運輸安全マネジメントの実施義務付けの拡大が行われた。義務付け以外の事業者に対しても、当面、公共性が高い、又は安全性のレベルが低いと認められる事業者から優先的に評価を実施する。</p> | | | |

エ 安全運転確保に資する機器の普及促進及び活用策の充実

映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等の安全運転の確保に資する機器の普及促進や次世代運行管理・支援システムの確立、過労運転防止のための機器等の普及加速に努める。貸切バスには令和元年 12 月からドライブレコーダーの装着が必要となった。

また、衝突被害軽減ブレーキ等実用化された A S V 技術のより一層の普及促進や新たな A S V 技術の開発・実用化を実施する。

オ 自動車運送事業者に係る事故の要因分析の実施

事業用自動車の事故に関する情報の充実を図るため、自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に基づく事故情報の収集・分析に加え、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と再発防止策の提言を行うため、平成 26 年度から警察庁の協力のもと、「事業用自動車事故調査委員会」を設けた。

カ 運行管理者等に対する指導講習の充実

運行管理者等に対する指導講習について、民間参入の促進を図ること等により受講環境の整備を行う。また、新型コロナウイルス感染症の対策として動画配信講習を行う。

- 運行管理者等に対する指導講習

| 事業内容 | 4 年度計画 | 備 考 |
|------|--------|---|
| 基礎講習 | 4 回 | 6 月 2 2 日～2 4 日(3 日間) 7 月 6 日～ 8 日(3 日間) 1 月 1 1 日～1 3 日(3 日間) 1 月 1 6 日～1 8 日(3 日間) |
| 一般講習 | 3 2 回 | 9 月 8 日ほか |
| 特別講習 | 2 回 | 8 月 2 3 日～2 4 日(2 日間) 8 月 2 5 日～2 6 日(2 日間) |

キ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称 G マーク事業）を促進する。

また、国、地方公共団体及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称 G マーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

平成 26 年度から安全性優良事業所（通称 G マーク認定事業所）の中で一定の高いレベルにある事業所を「国土交通行政の推進に関して功績が顕著せある者」に該当する事業所として表彰する。

交通安全実施計画の実績（令和3年度）

○ 運行管理者等に対する指導講習

| 事業内容 | 3年度実績 | 備考 |
|------|-------|--|
| 基礎講習 | 6回 | 6月23日～25日(3日間) 6月28日～30日(3日間) 7月1日～3日(3日間) 7月7日～9日(3日間) 1月12日～14日(3日間) 1月19日～21日(3日間) |
| 一般講習 | 33回 | 9月10日ほか |
| 特別講習 | 2回 | 8月26日～27日(2日間) 9月28日～29日(2日間) |

| | | | |
|---|--------------------------------|-------|-------|
| 項 目 | 3 安全運転の確保 | 機 関 名 | 徳島労働局 |
| 種 別 | (5) 交通労働災害の防止等 | | |
| 細 目 | ア 交通労働災害の防止 イ 運転者の労働条件の適正化等 | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | |
| <p>ア 交通労働災害の防止 労働災害による死亡者数の中に占める割合が例年高い交通労働災害について、その防止対策の推進を図る。 このため、引き続き「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知に努め、対策の浸透を図る。 特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全衛生管理体制の充実 ○ 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理等の実施 ○ 高速乗合バス及び貸切バス事業者に対する交替運転者の配置基準の周知 ○ 健康診断の実施と事後措置の徹底及び過重労働対象者への面接指導勧奨等の実施 ○ 積込・荷卸し作業における安全確保 ○ 荷主・元請事業者による配慮 ○ 運転者に対する雇入時及び作業内容変更時教育の充実 <p>について、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等労働災害防止団体とも連携の上、指導・援助を行う。</p> | | | |
| <p>イ 運転者の労働条件の適正化等</p> <p>(ア) 監督指導の実施 自動車運転者を使用する事業所に対して、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守を徹底させ、自動車運転者の労働時間等労働条件の改善及び過重労働を原因とする交通労働災害の減少を図る。</p> <p>(イ) 他機関との連携 運輸機関との間における「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度」及び「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法に基づく通報制度」、警察機関との間における「自動車運転者の過労運転事案に係る通報制度」の活用等により、関係行政機関との積極的な連携を図る。 また、引き続き、運輸機関との合同監督・監査を実施する。特に、タクシー事業者については、累進歩合制度を廃止することについて指導する。</p> | | | |
| 交通安全実施計画の実績（令和3年度） | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導の実施 令和3年度 監督指導実施事業場数 34事業場 違反事業場数 30事業場（88.2%） 運輸機関通報件数 5件 | | | |

| | | | |
|---|------------------------------------|-------|-------------------------|
| 項 目 | 3 安全運転の確保 | 機 関 名 | 危機管理環境部消防保安課 徳島地方気象台 |
| 種 別 | (6) 道路交通に関連する情報の 充実 | | |
| 細 目 | ア 危険物輸送に関連する情報提供の充実等 イ 気象情報等の充実 | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | |
| <p>ア 危険物輸送に関連する情報提供の充実等</p> <p>危険物の輸送時の事故による災害を防止し、災害が発生した場合の被害軽減のための情報提供等の充実を図るため、各種の講習会等の機会を捉え、イエローカード（危険有害物質の性状、処理方法等事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について、危険物運送事業者等への周知を図る。</p> <p>また、危険物運搬車両の路上取締りを関係機関とともに実施し、運搬基準の適合状況の確認や関係法令の遵守並びに改善等の指導を行う。</p> <p>イ 気象情報等の充実</p> <p>気象台においては、道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に務める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有や ICT の活用等に留意し、主に次のことを行う。</p> <p>(ア) 気象観測予報体制の整備等：台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。</p> <p>(イ) 地震・津波の監視・警報体制の整備等：地震・津波による災害を防止・軽減するため、地震活動を常時監視して地震・津波に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。</p> <p>① 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進</p> <p>緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。</p> <p>② 津波警報等の確実な運用</p> <p>地震計による観測に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う（気象庁本庁及び大阪管区気象台における対応）。</p> <p>(ウ) 情報の提供等：交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。</p> | | | |

① 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

また、雨による災害発生危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。

さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

② 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

③ 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(エ) 気象知識等の普及：運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

交通安全実施計画の実績（令和3年度）

- （気象台）警報等の防災情報を適時的確に発表伝達し、台風接近や大雨時には防災関係者及び報道機関を対象に説明会を1回開催した。
- （気象台）「地域防災研修会」等で防災担当者や一般住民を対象に計23回の説明会・講習会・防災訓練を実施した。

| | | | |
|-----|---|-------|--|
| 項 目 | 4 車両の安全性の確保 | 機 関 名 | 四国運輸局徳島運輸支局 独立行政法人自動車事故対策 機構徳島支所 |
| 種 別 | (1) 車両の安全性に関する基準 等の改善の推進 | | |
| 細 目 | ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等 イ 先進安全自動車（ASV）の開発・普及の促進 | | |

計画の実施方針及び概要（令和4年度）

ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等

(ア) 車両の安全対策の推進

平成23年6月に取りまとめられた交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部報告書「交通事故のない社会を目指した今後の車両安全対策のあり方について」においては、今後の車両安全対策に取り組む事項として、

- ① 少子高齢化への対応
- ② 歩行者・自転車乗員の事故防止・被害軽減対策
- ③ 新たなモビリティへの対応
- ④ 大型車がからむ重大事故対策

が示され、これを踏まえた対策を講じる。

(イ) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化

安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認を推進するため、国連の「車両等の型式認定相互承認協定」に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則について段階的に採用し、国内基準に導入を図っている。

また、自動車の安全性の向上や国際流通の円滑化を図る観点から、世界の知見を活かした装置ごとの技術基準を策定するため、「車両等の世界技術規則の作成に関する協定」に加入し、積極的に活動を推進している。

(ウ) 排出ガス不正問題を受けた対応

自動車型式指定審査の燃費・排出ガス試験において不正行為が行われていたことが発覚したことを受け、自動車メーカーの不正行為の再発防止を図るため不正行為が発覚した場合の法令上の不利益処分、罰則の適用等の制裁措置を公表し、不正行為の防止を図り、燃費の真正性確保に努めていく。

安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認を推進するため、国連の「車両等の型式認定相互承認協定」に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則について段階的に採用し、国内基準に導入を図っている。

また、自動車の安全性の向上や国際流通の円滑化を図る観点から、世界の知見を活かした装置ごとの技術基準を策定するため、「車両等の世界技術規則の作成に関する協定」に加入し、積極的に活動を推進している。

イ 先進安全自動車（ASV）の開発・普及の促進

先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援する先進安全自動車（ASV）の開発・普及の促進を図る。ASV技術のうち既に実用化されているものについては、安全上留意すべき事項についてのガイドラインの策定、ASV技術の効果評価の実施、補助金の交付等により普及促進を引き続き進めていく。また、車車間通信等の通信を利用した安全運転支援システムの開発・実用化を促進する。

また、トラックやバスへのASV装置義務化も進めており、大型トラック・バスの

被害軽減ブレーキは平成 26 年 11 月に義務付けられ、小型のバスや車両総重量 3.5 トン超のトラックの車線逸脱警報装置は平成 29 年 11 月から順次義務づけされている。

貸切バスについては ASV 技術の搭載状況を車体に表示することで安全情報の「見える化」を図り、バスの利用者自らが乗車するバスに搭載された先進安全技術を把握できるようにした。

| | | | |
|--|-------------------------|-------|--|
| 項 目 | 4 車両の安全性の確保 | 機 関 名 | 四国運輸局徳島運輸支局 独立行政法人自動車事故対策 機構徳島支所 |
| 種 別 | (2) 自動車アセスメント情報の 提供等 | | |
| 細 目 | 自動車アセスメント情報の提供等 | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | |
| <p>自動車アセスメント情報の提供等</p> <p>自動車アセスメント、チャイルドシートアセスメントにおいて、自動車ユーザーに自動車及びチャイルドシートの安全性能に関する比較情報を定期的に提供することにより、ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境を整備するとともに、自動車メーカー等のより安全な製品開発を促進する。</p> <p>評価の方法として、衝突時の安全性能について、乗員保護性能試験、歩行者保護性能試験及びシートベルトの着用警報装置試験の各々の評価結果について、事故実態を踏まえた重みづけを行い、5段階評価で公表している。また、衝突しそうな場合に自動車が警報を発する、あるいは自動でブレーキをかけるといった事故を未然に防ぐ予防安全技術の安全性を評価する試験を行い、その結果を予防安全性能評価として公表している。</p> <p>令和2年度以降は、試験車両に事故自動緊急通報装置が装備されているか否かを確認し、評価している。</p> <p>【パンフ類の作成・配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車安全性能パンフレット ・チャイルドシート安全比較BOOK | | | |
| 交通安全実施計画の実績（令和3年度） | | | |
| ○ 自動車アセスメントに関する冊子を来訪者の見やすい位置に縦覧できるよう設置した。 | | | |

| | | | |
|---|---|-------|---|
| 項目 | 4 車両の安全性の確保 | 機 関 名 | 四国運輸局徳島運輸支局 独立行政法人自動車技術総合 機構四国検査部徳島事務所 軽自動車検査協会徳島事務所 |
| 種 別 | (3) 自動車の検査及び点検整備 の充実 (4) リコール制度の充実・強化 | | |
| 細 目 | ア 自動車の検査の充実 イ 自動車点検整備の充実 ウ リコール制度の充実・強化 | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | |
| <p>ア 自動車の検査の充実 道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び不正な二次架装（自動車の一部部品を取り付けない又は取り外した状態で新規検査を受検し、自動車検査証の交付を受けた後に、当該部品を取り付けて使用者に納車する行為。）の排除等を図るため自動車検査の高度化施設の利用等により、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進していく。</p> <p>イ 自動車点検整備の充実 (ア) 自動車点検整備の推進 自動車ユーザーの保守管理意識の高揚と、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に展開するとともに、必要に応じ点検等の勧告を行い、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進するとともに、安全・環境上の問題のみならず、自賠責保険（自賠責共済）による被害者への適切な保障がなされない無車検運行の排除が極めて重要であることから、街頭検査に可搬式の「ナンバー自動読取装置」を導入し、公道を走行する車検切れ車両を把握し、当該車両のドライバーに直接指導、警告等を行う。 また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。 なお、車両不具合による事故については、関係機関が実施する見分に立会い、その経過を国土交通省に報告するとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。</p> (イ) 不正改造車の排除 道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に、「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。 また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。 (ウ) 自動車特定整備事業の適正化 点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。 | | | |

(エ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化、新技術に対応できる外部故障診断装置（スキャンツール）の導入を推進する。また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術の向上や人材育成を推進するため、「自動車整備技術の高度化検討会」において検討を進める。

また、令和 2 年 4 月には従来からの分解整備に加え、自動ブレーキなどに使用される前方を監視するカメラやレーダーなどの調整や自動運行装置の整備を「電子制御装置整備」とした新たな自動車特定整備制度が創設された。

(オ) 指定自動車整備工場の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、不正改造車をそのまま車検する等の不正事案があることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督の強化を引き続き行う。

ウ リコール制度の充実・強化

自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車製作者等及びユーザーからの情報収集に努め、さらに、ユーザーの目線に立った、より迅速かつ着実なリコール実施のための情報収集体制及び調査分析体制の強化を図るため、次の施策を講じる。

(ア) 情報収集体制の強化

不具合情報やリコール情報等に関し、「自動車不具合情報ホットライン」を用いユーザーから不具合情報の提供を促進することにより、情報収集体制の充実強化を図る。

(イ) 調査分析体制の強化

ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるため、ユーザーから国土交通省に申告された不具合情報やメーカーから報告があった事故や火災の情報を公表する等のリコール関連情報の提供を行う。

交通安全実施計画の実績（令和 3 年度）

○ 街頭検査の実施状況

県内各所で、街頭検査を計 8 回実施した。

検査車両数は、477 台、整備不良車両が 1 台あり、整備命令書を交付した。また、自動車検査証の有効期限切れ車両数が 1 台あった。

| | | | |
|--|---|-------|----------------------------|
| 項 目 | 4 車両の安全性の確保 | 機 関 名 | 危機管理環境部消費者政策課 警察本部交通企画課 |
| 種 別 | (5) 自転車の安全性の確保 | | |
| 細 目 | ア 徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例の周知 イ 自転車の各部の整備 | | |
| 計画の実施方針及び重点（令和4年度） | | | |
| <p>ア 徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例（以下「徳島県自転車条例」という。）の周知 自転車事故に備えた措置として</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ヘルメットの着用 自転車を利用する際は、ヘルメットを着用するよう努めること ○ 自転車の点検整備 自転車が自動車と同じ「車両」の一つであり、その点検整備は自転車利用者の責任であることを自覚した上で、自分自身で日常的な点検整備を行い、自転車の安全性を確保するよう努めること ○ 自転車損害賠償保険への加入 自転車事故により他人に与えた損害の賠償を保障する保険に加入するよう努めること <p>等が定められた徳島県自転車条例の周知徹底を図る。</p> <p>イ 自転車の各部の整備 道路交通法等では、自転車の安全で適正な利用のために重要な部品であるブレーキ、前照灯（反射器）等が満たすべき性能を定めており、また、ブレーキ、警音器等を備え付けていない自転車の利用を禁止していることから、これらの周知徹底を図る。 県内の中学、高校の新1年生に対して、「自転車を安全で適正に利用するために」と題したリーフレットを配付し、安全運転自主宣言と自転車点検チェックリストを作成することにより、自転車の安全利用意識を高め、事故防止を図っている。</p> | | | |
| 交通安全実施計画の実績（令和3年度） | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の点検整備実施 実施回数 6回 536台 | | | |

| | | | |
|---|---|-------|----------------------------|
| 項目 | 5 道路交通秩序の維持 | 機 関 名 | 警察本部交通指導課 警察本部高速道路交通警察隊 |
| 種 別 | (1) 交通の指導取締りの強化等 | | |
| 細 目 | ア 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等 ウ 自転車の交通違反に対する交通指導取締りの推進 | | |
| 計画の実施方針及び重点（令和4年度） | | | |
| ア 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 (ア) 交通事故分析に基づく交通指導取締りの推進 地域の交通事故実態や交通環境等の分析に基づく、飲酒運転、無免許運転、著しい速度違反等の悪質性・危険性の高い違反、地域住民の要望などを踏まえた迷惑性の高い違反等に重点を指向した指導取締りを推進するとともに、横断歩行者妨害等の交差点における交差点マナー違反、通学児童を保護するための通学路における交通指導取締りの徹底を図る。 (イ) 飲酒運転等の危険な運転の根絶に向けた取締りの強化 飲酒運転、妨害運転等の実態について必要な調査・分析を行った上で、取締りの時間帯、場所、方法等について検証し、実態に即した効果的な取締りを行う。 また、飲酒運転を検挙した際は、運転者に対する捜査のみならず、車両等の使用者、飲酒場所、同乗者、飲酒の同席者等に対する徹底した捜査を行い、車両等提供罪、酒類提供罪及び要求・依頼同乗罪等の周辺3罪の積極的な適用や教唆行為の確実な立件に努める。 | | | |
| イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等 高速道路での違反行為は、重大事故に直結するおそれが高いことから、効果的な機動警ら等警戒活動を活発に行うとともに、悪質・危険・迷惑性の高い違反や、被害軽減を図るための指導取締りを強化する。 (ア) 交通指導取締りの推進 高速道路における交通指導取締りについては、特に著しい速度超過、妨害運転、飲酒運転、車間距離不保持義務違反、通行区分違反（逆走）、交通の流れを阻害する通行帯違反等を重点とした指導取締りを推進する。 (イ) シートベルト着用及びチャイルドシート使用の徹底 道路管理者等の関係機関・団体と連携し、サービスエリア及びパーキングエリアにおける交通安全キャンペーン等において、車外放出事故の実態やシートベルト着用及びチャイルドシート使用による被害軽減効果等を周知するとともに、あらゆる機会や広報媒体を活用し、全ての座席におけるシートベルト着用等の普及啓発活動を推進する。特に、バス、タクシー等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係事業者と連携した取組みを推進する。 また、警ら・検問等の街頭活動を強化し、全ての座席におけるシートベルト装着等義務違反の指導取締りを推進する。 (ウ) 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進 大型貨物自動車等による重大事故を防止するため、速度超過、過積載運転、不正改造等の指導取締りを強化するとともに、各種関係法令を積極的に適用し、背後責任の追及、関係機関と連携した事業所等に対する行政指導の徹底を図る。 | | | |

(エ) 立ち入り事案対策の強化
高速道路上への立ち入り事案が²続発していることを鑑み、多言語で記載した立ち入り禁止チラシの配布、道路管理者との現場点検、多言語で記載した注意看板の設置、パーキングエリア等への警戒活動の強化及び各インター料金所収受員からの早期通報体制の確立を推進し、迅速な保護誘導等の活動に努める。

(オ) 積載物転落防止措置の徹底
高速道路における通行車両からの積載物落下事案は、他の通行車両に衝突する危険性が高く、衝突すれば重大事故となるおそれが高いため、積載不³適当車両等に対する是正指導や取締りを徹底するとともに、道路法違反取締りを推進している車両制限令取締隊との連携を強化する。

ウ 自転車の交通違反に対する交通指導取締りの推進

平成28年に施行された「徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例」の中の自転車利用者の責務である「ヘルメットの着用」「自転車の点検整備」「損害賠償保険等への加入」を周知するとともに県下で指定する「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、飲酒運転、信号無視、制動装置不良自転車運転等の悪質・危険な違反に対して、積極的な検挙措置を講じる他、指導警告活動を強力に推進する。

交通安全実施計画の実績（令和3年中）

○ 適正な交通指導取締りの推進
悪質・危険・迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進し

| | |
|-----------|--------|
| ・飲酒運転 | 139件 |
| ・無免許運転 | 84件 |
| ・信号無視 | 2,740件 |
| ・速度超過 | 3,460件 |
| ・横断歩行者等妨害 | 433件 |

など令和3年中、計20,600件を検挙した他、シートベルト着用義務違反等を5,928件検挙した。

| 項 目 | 5 道路交通秩序の維持 | 機 関 名 | 警察本部交通指導課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------------------|---------|-----------|-------|----------|-----|----|--|---------|---------|--------|-------|----------|-----|----|-------|---|---|---|---|---|---|---|---------|---|---|---|---|---|---|---|
| 種 別 | (2) 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 細 目 | ア 専従捜査体制の強化等 イ 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画の実施方針及び重点（令和4年度） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>交通事故事件その他の交通犯罪の捜査を適正かつ迅速に行うため、次により捜査体制、装備の充実強化を図る。</p> <p>ア 専従捜査体制の強化等 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制を強化するため、捜査員の捜査能力の一層の向上及び体制の充実に努める。 捜査体制強化の一環として、交通事故事件捜査統括官以下6名体制としている。</p> <p>イ 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化 初動捜査体制及び科学的捜査体制を強化するため、交通事故捜査用車その他の車両、交通事故自動記録装置を始めとする交通事故捜査支援システム等の整備を推進する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交通安全実施計画の実績（令和3年中） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○ ひき逃げ事件検挙状況 令和3年中、ひき逃げ事件は25件発生し、20件を検挙した。 （検挙率80.0%）</p> <p>○ 交通特殊事件捜査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>犯人隠避等事件</th> <th>交通保険金詐欺</th> <th>下命容認事件</th> <th>文書偽変造</th> <th>白バス・白トラ等</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検 挙 数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>検 挙 人 員</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | | | 犯人隠避等事件 | 交通保険金詐欺 | 下命容認事件 | 文書偽変造 | 白バス・白トラ等 | その他 | 合計 | 検 挙 数 | 1 | 0 | 0 | 6 | 0 | 1 | 8 | 検 挙 人 員 | 2 | 0 | 0 | 4 | 0 | 1 | 7 |
| | 犯人隠避等事件 | 交通保険金詐欺 | 下命容認事件 | 文書偽変造 | 白バス・白トラ等 | その他 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検 挙 数 | 1 | 0 | 0 | 6 | 0 | 1 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検 挙 人 員 | 2 | 0 | 0 | 4 | 0 | 1 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--|---|-------|--|
| 項 目 | 5 道路交通秩序の維持 | 機 関 名 | 教育委員会人権教育課 教育委員会体育学校安全課 警察本部交通指導課 四国運輸局徳島運輸支局 |
| 種 別 | (3) 暴走族対策の強化 | | |
| 細 目 | ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 イ 暴走行為阻止のための環境整備 ウ 暴走族に対する指導取締りの強化 エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 オ 車両の不正改造の防止 | | |
| 計画の実施方針及び重点（令和4年度） | | | |
| <p>暴走族による各種不法事案を未然に防止し、交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、関係機関・団体が連携し、暴走族対策を強力に推進する。</p> <p>ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 暴走族グループの追放については、報道機関等あらゆる広報媒体を通じて積極的な広報を行い、暴走族追放気運の高揚を図る。 また、暴走族追放気運を一層盛り上げるため、各講習等を通じて、暴走行為を許さない環境づくりを支援する。 学校においては、「非行防止教室」の開催等を通じて、暴走族の悪質性・危険性についての理解を深めさせ、関係機関・団体等との連携により、暴走族の解体、加入阻止、暴走族からの離脱等の指導を徹底する。</p> <p>イ 暴走行為阻止のための環境整備 暴走族のい集場所として利用されやすい施設、又は暴走行為が多発している道路の管理者に対し、積極的に働きかけを行い、暴走族のい集や暴走行為を阻止するための環境の整備を図る。 また、事前情報の入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族と群衆を隔離するなどの措置を講じる。</p> <p>ウ 暴走族に対する指導取締りの強化 暴走族取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに、悪質事犯に対しては、あらゆる法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行う。</p> <p>(ア) 集団暴走行為、爆音暴走行為等の悪質事犯に対しては、あらゆる法令を適用して検挙及び補導を徹底し、解散指導を積極的に行うなど、暴走族に対する指導取締りの強化を図る。 また、犯行に使用した車両については、積極的に押収するとともに、不正改造を行った者に対する責任追及を徹底する。 さらに、元暴走族が中心となって組織された「旧車會」と称するグループ等による隣県にまたがる広域暴走族事件等に迅速かつ効率的に対処するため、関係県警察相互の捜査協力を積極的に行う。</p> <p>(イ) 「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不正改造車両の取締りを行う。</p> | | | |

エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

暴走族関係事犯の捜査にあたっては、個々の犯罪事実を究明することはもとより、組織の実態やそれぞれの非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにし、保護処分に付された暴走族少年の交通道德のかん養、家庭、交友関係の調査等再犯防止に重点を置いた指導、教育の実施に努める。また、暴力団と関わりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。さらに、暴走族に対する運転免許の行政処分については、重大違反そそのかし等に係わる規定等の効果的な運用による厳正な処分を行う。

オ 車両の不正改造の防止

暴走族を助長するような車両の不正改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。

なお、自動車ユーザーだけでなく不正改造を行った者に対しても必要に応じて立入検査を実施する。

交通安全実施計画の実績（令和3年中）

○ 暴走族に対する取締りの強化

暴走族に対する事件化を積極的に行い

| | | |
|-------|-----|------------|
| ・検挙総数 | 20件 | 20名（逮捕 1名） |
| （内訳） | | |
| 刑法犯 | 1件 | 1名（逮捕 1名） |
| 整備不良 | 9件 | 9名（逮捕 0名） |
| その他 | 10件 | 10名（逮捕 0名） |

を検挙した他、不正改造車両10台を押収して、整備命令及び整備通告を行った。

※ 実績は、令和3年1月～12月の間によるもの。

| | | | |
|---|---|-------|--------------|
| 項 目 | 6 救助・救急活動の充実 | 機 関 名 | 危機管理環境部消防保安課 |
| 種 別 | (1) 救助・救急体制の整備 | | |
| 細 目 | ア 救助体制の整備・拡充 イ 救助・集団救急事故体制の整備 ウ 心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 エ 救急救命士の養成・配置等の促進 オ 救助・救急施設の整備の推進 カ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 キ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 ク 救急業務における感染防止対策の徹底 | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | |
| <p>ア 救助体制の整備・拡充 交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制・救助資機材の整備を推進する。</p> <p>イ 救助・集団救急事故体制の整備 多数の負傷者が発生する大規模な交通事故等に対処するため、相互応援体制、連絡体制の整備及び救護訓練の実施等を推進する。</p> <p>ウ 心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 応急手当の普及講習の指導に従事する応急手当指導員及び普及員の養成並びに住民に対する講習等の普及啓発活動を推進する。</p> <p>エ 救急救命士の養成・配置等の促進 救急救命士の講習及び病院実習への参加を推進するとともに、救急隊員等による応急措置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。</p> <p>オ 救助・救急施設の整備の推進 救急救命士等が、より高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。 救命効果の向上のため、消防防災ヘリコプターの活用を推進する。</p> <p>カ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 複雑多様化する救助・救急事象に対応するため、救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上及び消防学校における教育訓練体制の充実を図る。</p> <p>キ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 高速自動車道等における救急業務を円滑に実施し、適切かつ効果的な人命救助を図るため、関係市町と高速道路管理株式会社との相互の連携強化を推進する。</p> <p>ク 救急業務における感染防止対策の徹底 感染症流行下においても、適切な救急搬送が行えるよう、救急隊の感染防止対策の整備・充実を図る。</p> | | | |

交通安全実施計画の実績

※統計上R2年実績

| 内容 団体名 | 救急活動状況 | | | 緊急自動車 | | 構成 |
|--------------|----------|------------|---------|------------|------------|----------|
| | 令和2年 | | | R2.4.1 艇 | R3.4.1 艇 | 市町村数 |
| | 出動 件数 | うち 交通事故 | 比率 % | 救急 自動車数 | 救急 自動車数 | R4.4.1 艇 |
| 徳島市 | 10,993 | 1,026 | 9.3 | 10 | 11 | 1 |
| 鳴門市 | 2,396 | 186 | 7.7 | 4 | 4 | 1 |
| 小松島市 | 1,706 | 154 | 9.0 | 2 | 2 | 1 |
| 阿南市 | 2,980 | 208 | 6.9 | 5 | 5 | 1 |
| 美馬市 | 1,136 | 66 | 5.8 | 4 | 5 | 1 |
| 那賀町 | 593 | 28 | 4.7 | 3 | 3 | 1 |
| 名西 消防組合 | 1,187 | 90 | 7.5 | 3 | 3 | 2 |
| 海部 消防組合 | 1,206 | 68 | 5.6 | 4 | 4 | 3 |
| 板野東部 消防組合 | 2,315 | 204 | 8.8 | 3 | 4 | 3 |
| 板野西部 消防組合 | 1,044 | 63 | 6.0 | 2 | 2 | 2 |
| 徳島中央 広域連合 | 3,376 | 232 | 6.8 | 4 | 4 | 2 |
| 美馬西部 消防組合 | 753 | 44 | 5.8 | 4 | 4 | ※ 2 |
| みよし 広域連合 | 2,280 | 106 | 4.6 | 5 | 5 | 2 |
| 合計 | 31,965 | 2,475 | 7.7 | 53 | 56 | ※ 21 |

※ 美馬西部消防組合は、美馬市（美馬町）とつるぎ町で構成

| | | | |
|--|---|-------|---------------------|
| 項 目 | 6 救助・救急活動の充実 | 機 関 名 | 保健福祉部医療政策課 広域医療室 |
| 種 別 | (2) 救急医療体制の整備 | | |
| 細 目 | ア 救急医療機関等の整備 イ 救急医療に従事する医師・看護師等の養成等 ウ ドクターヘリ事業の推進 | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | |
| <p>ア 救急医療機関等の整備</p> <p>救急医療体制の基盤となる初期救急医療体制を整備・充実するため、市町村と連携し、休日夜間急患センター及び在宅当番医制の効果的な活用を推進する。また、初期救急医療体制では応じきれない重症救急患者の診療を確保するため、医療圏単位で、地域内の医療施設の実情に応じ病院群が共同連帯して、輪番制方式により実施する病院群輪番制を支援することにより、二次救急医療体制の整備を進めるとともに、複数科領域にまたがるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターの充実、救急医療機関等の整備及びその質の向上を図る。</p> <p>さらに、救急医療機関の患者受入可能情報を収集し、インターネットを通じ消防機関等に情報を提供するとともに、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」について実情に応じた見直しを行うことにより、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制の確保を図る。</p> <p>イ 救急医療に従事する医師・看護師等の養成等</p> <p>救急医療に携わる医師を確保していくために、医師の卒前教育・臨床研修において、救急医療に関する教育研修の充実に努める。また、救命救急センター、二次救急医療機関等で救急医療に従事する医師に対しても、救急患者の救命率をより向上させるために必要な研修を実施し、その質の向上を図る。</p> <p>看護師等についても、看護師等学校養成所において救急看護領域の知識・技術の習得に向けたカリキュラムの充実に努めるとともに、卒業後においても、救急看護実務能力の高い看護師育成研修等を実施することにより、救急医療に的確に対応できる人材の確保を図る。</p> <p>また、救急蘇生法等に関する知識・技術を広く県民に普及啓発するため、各保健所において地域住民を対象とした救急法等の講習会を開催する。</p> <p>ウ ドクターヘリ運航事業の推進</p> <p>救急患者への救命医療を救急現場から直ちに行うとともに、救急医療機関へ一刻も早く搬送し、交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、関西広域連合と連携し、ドクターヘリ運航事業を推進する。</p> <p>また、ドクターヘリ運航事業を効果的に実施し、充実を図るために必要不可欠な搭乗人材の養成やランデブーポイントの確保などにも併せて取り組む。</p> | | | |

| | | | |
|--|-------------------------|-------|---------------------|
| 項 目 | 6 救助・救急活動の充実 | 機 関 名 | 保健福祉部医療政策課 広域医療室 |
| 種 別 | (3) 救急関係機関の協力関係の 確保等 | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | |
| <p>救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受け入れ・連絡体制の明確化等を図る。</p> <p>また、特に多くの被害者の生じる大規模な交通事故等が発生した場合に備え、災害派遣医療チーム（DMAT）の更なる養成及び技能向上を図る。</p> | | | |

| | | | |
|--|---|-------|---|
| 項 目 | 7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進 | 機 関 名 | 四国運輸局徳島運輸支局 危機管理環境部消費者政策課 警察本部交通指導課 |
| 種 別 | (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等 (2) 損害賠償の請求についての援助等 | | |
| 細 目 | ア 無保険（無共済）車両対策の徹底 イ 交通事故相談活動の推進 ウ 損害賠償請求の援助活動等の強化 | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | |
| <p>自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応して、その改善を推進し被害者救済の充実を図る。</p> <p>ア 無保険（無共済）車両対策の徹底 自賠償保険（自賠償共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等により広く県民に周知するとともに、街頭における指導取締りの強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。</p> <p>イ 交通事故相談活動の推進 交通事故の被害者等に対し、損害賠償問題等について適切な助言を行うため、県交通事故相談所の相談活動の充実を図る。 また、関係行政機関、団体等との連携を強化して、被害者救済を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談員の資質向上 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて、相談員の資質の向上を図る。 ○ 広報活動 県、市町村の広報媒体を活用した広報活動を強化し、交通事故相談所の利用の促進を図る。 <p>ウ 損害賠償請求の援助活動等の強化 交通事故被害者等に対する適切かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。</p> <p>(ア) 交通事故の被害者及びその遺族等が抱えている精神的・経済的被害、その他さまざまな問題を軽減するため、被害者等の人権を尊重しつつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険制度と請求のしかた ○ 保険事業について ○ 援助・救済制度について ○ 警察以外の相談機関について ○ 刑事手続きの概要 <p>を教示し、側面から支援する被害者対策を推進する。</p> <p>(イ) 交通事故証明書の発給についての援助 自動車安全運転センターの交通事故証明書に関する業務が、迅速・適正に処理されるよう配慮する。</p> | | | |

交通安全実施計画の実績（令和3年度）

○ 交通事故相談状況

| 相 談 内 容 | 相 談 受 理 件 数 |
|---------------------|-------------|
| 賠 償 額 の 算 定 | 20 件 |
| 過 失 の 程 度 | 16 件 |
| 示 談 の 仕 方 | 50 件 |
| 自 賠 責 保 険 請 求 | 4 件 |
| 労 災 ・ 社 会 保 険 の 利 用 | 1 件 |
| 訴 訟 ・ 調 停 の 利 用 | 1 件 |
| そ の 他 | 25 件 |
| 計 | 117 件 |

- 無保険（無共済）バイク監視活動実績
監視車両数 8,879台 違反車両数 156台

| | | | |
|--|---|-----|---|
| 項目 | 7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進 | 機関名 | 警察本部交通指導課 独立行政法人自動車事故対策機構徳島支所 徳島地方検察庁 |
| 種別 | (3) 交通事故被害者支援の充実強化 | | |
| 細目 | ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 | | |
| 計画の実施方針及び重点（令和4年度） | | | |
| <p>ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 被害者救済対策事業等については、今後も各種事業の内容の見直しを図りつつ社会的必要性の高い事業を充実していく。 また、独立行政法人自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付け、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業及び県が行う高等学校交通遺児授業料免除事業等に対する援助を行う。 さらに、重度後遺障がい者に対する救済策を推進するため、独立行政法人自動車事故対策機構による重度後遺障がい者に対する介護料の支給及び重度後遺障がい者の治療・看護を専門に行う療護センターの運営に対する援助措置の充実を行う。</p> <p>イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの活動等に対する支援を始めとした施策を推進する。</p> <p>(ア) 警察においては、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた手引書「交通事故の被害者とその家族のために」を活用する。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大事故の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図るとともに、徳島県弁護士会との「犯罪被害者等への連携に関する協定」に基づき、弁護士による法律相談を教示するなど、支援の充実を図る。また、死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。 さらに、交通事故捜査を担当する警察職員に対する教育・研修を実施するほか、被害者連絡の組織的な対応を図り、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な被害者支援が推進されるよう努める。</p> <p>(イ) 検察庁においては、被害者等通知制度により、事件の処分結果や裁判結果等の情報を提供するとともに、被害者支援員等において、交通事故被害者等からの相談への対応、法廷への案内・付添い、各種手続の手助けをするほか、被害者等の支援を行っている関係機関や団体等の紹介をするなどの支援活動を行うなど、今後も被害者への配慮の充実を図る。</p> <p>(ウ) 独立行政法人自動車事故対策機構においては、介護料の受給資格者等が抱える在宅介護に関する相談事項への対応及び各種情報の提供等を行うことにより、受給資格者に対する精神的支援の強化を図るとともに、育成資金貸し付けを利用している交通遺児等については、遺児等とその家族を会員とする「友の会」を設置し、会員同士の親睦を図るための「友の会の集い」等を行い、精神的支援の充実を図る。</p> | | | |
| 交通安全実施計画の実績（令和3年度） | | | |
| <p>○ 独立行政法人自動車事故対策機構の援助措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通遺児等に対する育成資金貸付実績 0人 ・ 介護料支給実績 41人 <p>○ 徳島地方検察庁における相談件数等 相談件数は10件あり、それぞれ交通事故状況の説明、処分内容の説明、刑事手続の説明などの支援活動を行った。</p> | | | |

| | | | |
|--|----------------------|-------|---|
| 項 目 | 8 鉄道交通の安全についての 対策 | 機 関 名 | 四国運輸局徳島運輸支局 四国旅客鉄道株式会社 阿佐海岸鉄道株式会社 |
| 種 別 | (1) 鉄道交通環境の整備 | | |
| 細 目 | 鉄道施設等の安全性の向上 | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | |
| <p>鉄道施設等の安全性の向上</p> <p>鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要がある。このため、鉄道施設等の安全性向上の推進を図る。</p> <p>鉄道施設等の安全性向上のため、鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施する。また、多発する自然災害に対応するため、軌道や路盤等の集中豪雨等への対策の強化、駅部等の耐震性の強化等を推進する。</p> <p>老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、より安全性に優れたものへと計画的に更新を進める。特に経営の厳しい地域鉄道については、施設、車両等の適切な維持・補修等の推進を図る。また、安全総点検等の機会を活用した技術面での指導や、研究機関の専門家による技術支援制度を活用して技術力の向上についても推進していく。</p> <p>さらに、駅施設等について、高齢者、視覚障がい者を始めとするすべての旅客のプラットフォームからの転落・接触等を防止するため、内方線付き点字ブロック等の整備などによるホームからの転落防止対策を引き続き推進する。</p> | | | |

| | | | | | | | | | | |
|--|----------------------|-----|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 項目 | 8 鉄道交通の安全についての対策 | 機関名 | 四国運輸局徳島運輸支局 四国旅客鉄道株式会社 阿佐海岸鉄道株式会社 | | | | | | | |
| 種別 | (2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及 | | | | | | | | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | | | | | | | | |
| <p>運転事故の全てを占める踏切障害事故と人身障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等に原因があることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p> <p>また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常停止押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。</p> | | | | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">年度別運転事故件数及び死傷者数</p> <p style="text-align: right;">(年度)</p> | | | | | | | | | | |
| | | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | R元 | R2 | R3 |
| 全 | 件数 | 790 | 758 | 727 | 715 | 670 | 638 | 615 | 483 | - |
| | 死者数 | 276 | 287 | 286 | 307 | 278 | 252 | 254 | 236 | - |
| | 負傷者数 | 455 | 420 | 339 | 337 | 277 | 283 | 358 | 180 | - |
| 四 | 件数 | 36 | 23 | 25 | 31 | 24 | 28 | 24 | 27 | 30 |
| | 死者数 | 10 | 7 | 14 | 13 | 11 | 12 | 10 | 15 | 11 |
| | 負傷者数 | 15 | 12 | 9 | 8 | 4 | 10 | 10 | 6 | 9 |
| 徳 | 件数 | 4 | 4 | 0 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 5 |
| | 死者数 | 3 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 3 | 2 | 0 |
| | 負傷者数 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 交通安全実施計画の実績（令和3年度） | | | | | | | | | | |
| <p>○ 鉄道交通の安全に関する知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 春・秋の全国交通安全運動 ・ 年末年始輸送安全総点検 ・ 踏切事故防止キャンペーン | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|---|-------|--|
| 項 目 | 8 鉄道交通の安全についての 対策 | 機 関 名 | 四国運輸局徳島運輸支局 四国旅客鉄道株式会社 阿佐海岸鉄道株式会社 徳島地方气象台 |
| 種 別 | (3) 鉄道の安全な運行の確保 | | |
| 細 目 | ア 保安監査の実施 イ 運転士の資質の保持 ウ 安全上のトラブル情報の共有・活用 エ 気象情報等の充実 オ 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 カ 運輸安全マネジメント評価の実施 キ 計画運休への取組 | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | |
| <p>重大な列車事故等を未然に防止するため、鉄道事業者への保安監査等を実施し、適切な指導を行うとともに、重大な列車事故等が発生した場合には、迅速かつ的確に対応する。さらに、運転士の資質の保持、事故情報及び安全上のトラブル情報の共有・活用、気象情報等の充実を図る。</p> <p>ア 保安監査の実施</p> <p>鉄道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行う。</p> <p>また、過去の指導のフォローアップを強化するなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図る。</p> <p>イ 運転士の資質の保持</p> <p>鉄道の乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るよう指導する。また、乗務員及び保安要員の適性を確保するため、適性検査の定期的な実施を図るよう指導するとともに、運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を厳正に実施する。</p> <p>ウ 安全上のトラブル情報の共有・活用</p> <p>重大な列車事故等を未然に防止するため、鉄道保安連絡協議会を開催し、事故等の情報及びその再発防止対策に関する情報共有等を行うとともに、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知する。また、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。</p> <p>エ 気象情報等の充実</p> <p>鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・津波監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。</p> <p>特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生</p> | | | |

確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

また、鉄道気象連絡会（四国旅客鉄道（株））に対しては、「鉄道気象通報に関する地方協定」に基づき、鉄道交通に影響を与える自然現象に関する気象情報等を伝達する。

鉄道事業者は、防災関係機関等との情報の共有や、観測、監視体制の強化を図り、列車の運行に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、運行管理に反映させ、鉄道施設の被害軽減及び列車の安全確保に努める。

オ 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国及び鉄道事業者における夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故等が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、旅客等への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、訪日及び定住外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

カ 運輸安全マネジメント評価の実施

鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。

キ 計画運休への取組

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、訪日及び定住外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

交通安全実施計画の実績（令和3年度）

- 鉄道の安全な運行の確保
 - ・ 鉄軌道保安連絡会議の開催
 - ・ 高齢者交通安全運動
 - ・ 鉄軌道運転管理者会議の開催
 - ・ 年末年始の交通安全県民運動
 - ・ 運輸安全マネジメント評価の実施

- （気象台）気象情報等の充実
本計画書42ページの「3安全運転の確保(6)道路交通に関連する情報の充実」の「交通安全実施計画の実績（令和3年度）」と同じ。

| | | | |
|--|--|-------|---|
| 項 目 | 8 鉄道交通の安全についての対策 | 機 関 名 | 四国運輸局徳島運輸支局 四国旅客鉄道株式会社 阿佐海岸鉄道株式会社 |
| 種 別 | (4) 鉄道車両の安全性の確保 (5) 救助・救急活動の充実 (6) 被害者支援の推進 (7) 鉄道事故等の原因究明と再発防止 | | |
| 計画の実施方針及び概要（令和4年度） | | | |
| <p>(4) 鉄道車両の安全性の確保 技術の進歩を踏まえ適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。また、事故発生時における乗客、乗務員の被害軽減のための方策や、鉄道車両の電子機器等の誤作動防止のための方策の検討を行い、その活用を図る。</p> <p>(5) 救助・救急活動の充実 重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動、復旧等を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。 また、鉄道職員に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。</p> <p>(6) 被害者支援の推進 国土交通省においては、「公共交通事故被害者支援室」において、被害者等から相談を受け付けるとともに、職員に対する教育訓練等を行う。また、「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」に基づき、事業者に対して支援計画の策定を促す。 四国運輸局内においても公共交通事故被害者支援室員（支援員）を置き、被害者等支援に関する基本的な知識や心構えの習得を行い、関係機関等の協力を得ながら、公共交通事故の被害者等への支援体制を整備する。</p> <p>(7) 鉄道事故等の原因究明と事故等防止 鉄道事故及び鉄道事故の兆候（インシデント）の原因究明調査を迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員に対する専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図る。 より高度な原因究明を行うため、過去の事故等調査で得られたノウハウや各種分析技術、事故分析結果等のストックの活用により、原因の究明に反映させ、これまでの事故等調査結果が鉄道関係者に有効活用され鉄道事故等の再発防止につながるよう、情報共有する。</p> | | | |
| 交通安全実施計画の実績（令和3年度） | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救急活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業者が警察、消防、自治体、地元住民等との合同の地震・津波避難誘導訓練を実施 ○ 鉄道事故等の原因究明と再発防止 | | | |

| | | | |
|---|---|-------|--|
| 項 目 | 9 踏切道における交通安全の対策 | 機 関 名 | 四国運輸局徳島運輸支局 四国旅客鉄道株式会社 警察本部交通規制課 |
| 種 別 | (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 (2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 (3) 踏切道の統廃合の促進 (4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 | | |
| 計画の実施方針及び重点（令和4年度） | | | |
| <p>(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 立体交差化までに時間のかかる踏切道について、効果の早期発現を図るための構造の改良や歩行者等立体横断施設の整備等を促進する。 また、遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連続している区間や、主要な道路との交差にかかわるもの等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、立体交差化を進める。 以上の構造改良等による「速効対策」と立体交差化の「抜本対策」との両輪による総合的な対策を促進する。</p> <p>(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 踏切遮断機の整備されていない踏切道は、踏切遮断機の整備されている踏切道に比べて事故発生率が高いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を図る。 また、遮断時間の長い踏切ほど踏切事故件数が多い傾向がみられることから、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を短くする。 さらに、自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、踏切支障報知装置、オーバーハング型警報装置、全方位型踏切せん光灯、大型遮断装置、二段型遮断装置等の事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、迂回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図る。</p> <p>(3) 踏切道の統廃合の促進 踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、迂回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p> <p>(4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置、ITの活用による踏切注意情報の表示や踏切関連交通安全施設の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。 自動車運転者や歩行者等の踏切通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常停止押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、</p> | | | |

踏切事故防止キャンペーンを実施する。また、学校、自動車教習所等において、踏切の通行方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関への踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。

年度別踏切事故件数及び死傷者数

(年度)

| | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | R元 | R2 | R3 | |
|---|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 全 | 件数 | 290 | 248 | 236 | 223 | 250 | 228 | 211 | 165 | - |
| | 死者数 | 93 | 92 | 101 | 96 | 111 | 89 | 84 | 74 | - |
| 国 | 負傷者数 | 104 | 119 | 62 | 93 | 58 | 60 | 132 | 43 | - |
| 四 | 件数 | 16 | 10 | 8 | 20 | 14 | 16 | 11 | 12 | 15 |
| | 死者数 | 2 | 2 | 3 | 5 | 7 | 5 | 3 | 4 | 4 |
| 国 | 負傷者数 | 4 | 4 | 3 | 5 | 0 | 6 | 5 | 4 | 4 |
| 徳 | 件数 | 1 | 2 | 0 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 | 5 |
| | 死者数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 島 | 負傷者数 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |

交通安全実施計画の実績（令和3年度）

○ 踏切道整備実施

| 種別 | 区分 | 事業量 |
|------------|----|-----|
| 構造改良 | | 0箇所 |
| 4種→1種 | | 0箇所 |
| 踏切支障報知装置新設 | | 1箇所 |

交通安全対策基本法（抜粋）

昭和45年6月1日
法律第110号

（都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務）

第16条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- (3) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

（都道府県交通安全対策会議の組織等）

第17条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、都道府県知事をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - (2) 都道府県教育委員会の教育長
 - (3) 警視総監又は都道府県警察本部長
 - (4) 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19条第1項の指定都市を包括する都道府県にあっては、指定都市の長又はその指名する職員
 - (6) 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者
 - (7) その他都道府県知事が必要と認めて任命する者
- 4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

（都道府県交通安全計画等）

第25条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全にする部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない

い。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであってはならない。

- 4 都道府県交通安全対策会議は、第1項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県交通安全対策会議は、第3項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。
- 6 第4項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

交通安全対策基本法施行令（抜粋）

昭和45年6月8日
政令第175号

（都道府県交通安全対策会議の組織及び運営の基準）

第5条 交通安全対策基本法（以下「法」という。）第17条第5項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理するものとする。
- (2) 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するものとする。
- (3) 特別委員は、東日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、都道府県知事が任命するものとする。
- (4) 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- (5) 都道府県交通安全対策会議に、幹事を置くものとする。
- (6) 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、都道府県知事が任命するものとする。
- (7) 幹事は、都道府県交通安全対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐するものとする。
- (8) 委員、特別委員及び幹事は、非常勤とするものとする。
- (9) 前各号に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が都道府県交通安全対策会議にはかって定めるものとする。

徳島県交通安全対策会議条例

昭和45年徳島県条例第48号

(趣 旨)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第17条第5項の規定に基づき、徳島県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 長)

第2条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員及び特別委員)

第3条 法第17条第3項第4号の規定により指名される委員、同項第6号の規定により任命される委員及び同項第7号の規定により任命される委員の定数は、10人以内とする。

2 法第17条第3項第6号の規定により任命される委員及び同項第7号の規定により任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、西日本高速道路株式会社・四国旅客鉄道株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

5 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び特別委員は、非常勤とする。

(幹 事)

第4条 会議に、幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(雑 則)

第5条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年条例第2号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第103号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。